

建設水道委員会記録

○開催日時

平成26年10月1日 午前9時59分～午後3時15分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	福田 俊一郎	委員	橋口 博文
副委員長	小田原 勇次郎	委員	大田黒 博
委員	上野 一 誠	委員	持原 秀行

○その他の議員

議員 下園 政喜

○説明のための出席者

監査委員	篠原 和男	建築住宅課長	今井 裕介
		用地課長	植村 豊
建設部長	泊 正人		
建設政策課長	須田 徳二	水道局長	落合 正浩
建設整備課長	四元 新一	水道管理課長	元石 功一
建設維持課長	永田 一朗	上水道課長	福山 清和
都市計画課長	山村 昭一郎	下水道課長	徳重 勝美
区画整理課長	川畑 稔		
課長代理	中島 弘喜	総務部長	今吉 俊郎
入来区画整理推進室長	堀ノ内 美年		

○事務局職員

議事調査課長	道場 益男	主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一
課長代理	南 輝雄		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 95 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算）	水道管理課 上水道課
議案第 96 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第109号 剰余金処分及び決算の認定について（平成25年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成25年度薩摩川内市水道事業会計決算）	
議案第110号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市工業用水道事業会計決算）	
議案第 94 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第 97 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算）	下水道課
議案第 98 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第 99 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第100号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第 94 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第 94 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建設政策課
	建設整備課
	建設維持課
	都市計画課
議案第101号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	区画整理課
議案第102号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第104号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算）	
議案第 94 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第103号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	入来区画整理推進室
議案第 94 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	
議案第 94 号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建築住宅課
	用地課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思うところでありますけれども、本日は都市計画課までを審査を行うこととしたいと思います。

ただ、進捗状況によっては、都市計画課から後の課についても、審査をしていきたいというふうに思っております。ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

これから審査に入りますけれども、各課の審査の冒頭に、部・局長から、決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受け、その後、会計ごとに課・室長から、決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は決算認定議案に関する審査でありまして、所管事務調査は行いませんので、質疑は決算と関連したものになるようお願いをいたします。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、水道管理課・上水道課の審査に入ります。

まず、決算の概要について局長の説明を求めます。

○水道局長（落合正浩）おはようございます。水道局でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、決算附属書の１７２ページをお開きください。

まず、一般会計につきまして、各会計への繰出金等は表に記載のとおりでございます。

次に、１７３ページ、簡易水道事業特別会計は、土川ほか２６カ所の簡易水道につきまして、平成２４年度に引き続き、遠方監視施設整備及び配水管布設工事等を実施し、安全で安心な飲用水の安

定供給に努めました。

なお、平成２５年度末現在の簡易水道事業、２７カ所の給水区域人口等につきまして、右下の表に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、１７４ページでございます。

温泉給湯事業特別会計は、樋脇、入来及び祁答院地域の５公衆浴場について、適正な維持管理を図るとともに指定管理による運営を行いました。右下に、参考として平成２５年度の各公衆浴場の運営状況を掲げておりますが、毎年、利用者は減少傾向にございます。

次に、水道事業の概要について御説明いたします。

別冊となっております水道事業会計決算書の９ページをお開きください。

事業の概況の（１）総括事項のうち、イ、業務量でございますが、当年度末における給水件数は前年度比６５９件増の３万５,７６１件、給水人口は６２人増の７万９,３３５人、総有収水量は８０９万８,５１７立方メートルで、前年度比０．０５ポイント減少、有収率は９１．４％となり、前年度と大きな差異はございません。

ロ、建設改良事業は、盛水水源地紫外線照射設備整備事業等を実施しておりますが、一部事業が年度内に完了しなかったために繰り越しをしております。

ハ、経営状況につきまして、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、電気料金の値上げ等が影響し、前年度比３,７２５万３,４６１円減の１億７,８７４万７,４７１円となり、営業利益から営業外収支を加減した経常利益は、前年度比２,７３１万７,７０９円減の１億５６９万４,８３７円となりました。

これに特別損失４８５万９６０円を計上し、当年度純利益は前年度比２,５９７万８,９９８円減の１億８４万３,８７７円となりました。今後も引き続き施設の整備拡充、維持管理効率化を進めるとともに、企業の経済性を発揮しながら市民に安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、工業用水道事業について御説明いたします。

別冊となっております工業用水道事業会計決算

書の9ページをお開きください。

工業用水道事業は、唯一の供給先である富士通の撤退に伴いまして、平成25年度をもって廃止いたしました。

ア、業務量において、当年度における総給水量は、前年度比62.69%減の12万5,224立方メートルでありました。

イ、経営状況につきまして、総収益は10月末までの給水だったことから、前年度比2,119万3,010円減の1,190万5,227円、総費用は前年度比1,078万118円減の662万8,513円となり、当年度純利益は前年度比1,041万2,892円減の527万6,710円となりました。

以上で概要の説明を終わります。詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

△議案第95号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第95号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） おはようございます。

それでは、平成25年度の簡易水道事業特別会計決算につきまして、御説明をいたします。

説明は水道管理課で一括説明、質問につきましては所管課で答弁することで、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、歳出から説明をいたします。

218ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、市内27カ所の簡易水道事業の管理運営に要する経費で、支出済額3億4,815万2,294円であります。

支出の主なものにつきまして、備考欄で説明をいたします。

水道管理課、上水道課、2課分でございます。

水道管理課分につきましては、検針、収納業務委託料ほか27件の委託料が主なものでございます。

上水道課分につきましては、簡易水道管理人9人及び下甌の水道業務作業嘱託員1人の報酬、職員11人の職員給与費、祁答院簡易水道資産台帳作成業務委託ほか57件の委託料、祁答院簡易水道配水管布設替工事ほか35件の工事請負費でございます。

また、備品購入費で、公用車1台購入ほか16件分でございます。

次に、2款事業費1項1目施設整備費、支出済額1億685万4,350円でございます。

また、繰越明許費として、青瀬地区簡易水道配水管布設事業におきまして、旅費及び工事請負費、合計1,990万円の繰り越しをしております。

支出の主なものについて、備考欄で説明をいたします。

下甌簡易水道建設事業では、青瀬地区中継ポンプ設備ほか、設計業務委託の委託料、生活基盤近代化事業、手打簡易水道配水管布設替工事ほか7件の工事請負費であり、うち6件が前年度からの繰越分でございます。

遠方監視施設整備事業では、電源立地地域対策交付金を活用した祁答院簡易水道砂石配水池遠方監視施設整備工事ほか1件の工事請負費でございます。

中甌簡易水道統合整備事業費では、平良浄水場ろ過砂入替・防水実施設計業務委託、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用した中甌地区飲用水施設整備工事の工事請負費でございます。

次に、220ページになります。

3款1項1目元金は、支出済額1億5,318万9,763円でございます。2目利子は支出済額4,366万2,684円でございます。

5款1項1目予備費につきましては、予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額といたしております。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただきまして212ページをお開きください。

1款1項1目水道使用料の1節給水使用料は、9地域27箇水の現年度分の水道使用料で、調定額3億1,042万6,000円、収入済額3億854万2,320円で、歳入還付未済額3万1,340円を控除した実質収入額は3億851万980円でございます。

2 節給水負担金は、調定額、収入済額とも 6 2 6 万円で収入未済額はございません。

4 節給水使用料滞納繰越分は、調定額 5 8 7 万 6, 5 6 0 円に対し、収入済額 2 2 4 万 1, 7 4 0 円でございます。

また、本年度 3 1 万 7, 9 4 5 円不納欠損処理し、収入未済額は 3 3 1 万 6, 8 7 5 円となっております。

次に、2 1 4 ページになります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目 1 節簡易水道事業補助金の収入済額 1, 8 9 8 万 8, 0 0 0 円は、下甕地区生活基盤近代化事業に係るもので、繰越事業分でございます。

4 款県支出金、1 項 1 目 1 節簡易水道事業補助金の収入済額 5, 3 1 9 万 7, 0 0 0 円は、遠方監視制御整備事業に係る電源立地地域対策交付金及び甕島地域の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金でございます。

また、収入未済額 1, 5 6 0 万円は、青瀬地区簡易水道配水管布設事業に係る繰越事業分でございます。

6 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 1 億 9, 7 8 5 万 2, 0 0 0 円は、施設整備費、管理運営費に不足する財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

7 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金は、5, 4 0 2 万 8, 8 7 7 円でございます。

8 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入は、収入済額 1, 3 4 9 万 4, 6 1 9 円で、備考欄のとおり移転補償費、原子力立地給付金等でございます。

9 款市債、1 項 1 目 1 節簡易水道事業債、収入済額 2, 7 0 0 万円は、備考欄のとおり国庫補助事業実施に伴うものでございます。

次に、2 2 2 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 6 億 8, 2 5 2 万 8, 0 0 0 円、歳出総額 6 億 5, 1 8 5 万 9, 0 0 0 円、歳入歳出差し引額 3, 0 6 6 万 9, 0 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源 1 0 万円を控除し、実質収支は 3, 0 5 6 万 9, 0 0 0 円でございます。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、財産に関する調書の 3 7 8 ページをお開きください。

行政財産の下から 2 番目にあります簡易水道施

設につきまして、決算年度中、建物のうち非木造について増減がございます。

まず、鳥丸簡易水道水源地揚水場、5 4. 1 平方メートルの増、また水道事業に統合した木場茶屋簡易水道のポンプ室の減、8 0. 1 平方メートルでございます。

次に、3 7 9 ページになります。

(4) 物権につきまして、行政財産のうち地役権につきましては、土川簡易水道配水管布設敷、1 5 9 平方メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審査お願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）ちょっとお聞きします。

2 1 9 ページの先ほど説明がありました、この備考欄の祁答院簡易水道配水管布設替工事、その上の台帳作成業務委託、ここはどんなことをされているんですか。

台帳がなくなった関係のもののケース、そういうものじゃないんですか。

○上水道課長（福山清和）今、御質問の内容につきましては、祁答院の業務委託につきましては、本土地域が平成 2 8 年度から水道事業へ統合されますけれども、一般会計的な資産台帳では、企業会計としての経営の形ができませんので、まず管路とか施設とかそういうものの資産台帳を整備するというところで、祁答院地区を平成 2 5 年度に実施しております。

先ほど、お話にあったように管路がどこにあるかっていうのも、その業務内容の中に一部含めまして、管路の位置なんかははっきりわからないと財産としての資産というのがわかりませんので、そういう形で調査しております。

以上です。

○委員（大田黒 博）今、統合する、その中で台帳をつくっていく、その作業の分だということですね。

当然、既存のやつはないわけですし、それを起こそうとなると大変なもので、これから工事をするそういうものにおいての、その台帳をしっかりと残していこう、その分のものなんですか。以前の台帳を起こすというのの作業は全くされてないし、

できないという状況なんですか、その辺を少し御説明いただけますか。

○上水道課長（福山清和）一応、新しく工事、改良関係をしたところについては、当然、台帳として残っていきます。それはありますので、それは資産としての台帳確認はできます。

ただ、例えば配水池、それから水源地、その中の送水管とか配水管とかあるんですけども、図面等がございませんので、例えば試掘をしてそこに管が入っているかどうかの確認等はしておりますので。維持管理ができるような形、それと材質等、口径とかそういうものはある程度わかっていますので、その財産の確認の経年を含めた確認の分と、それから維持管理料の管がどこにあるかという、どういうのが入っているかというのは、確認は、この前、一応したところでございます。

○委員（大田黒 博）そしたら、結局、本元からわかる範囲で、ずっと図面を起こしていつてもらっているという状況なんですね、そう捉えればいいですね。

○上水道課長（福山清和）一応、給水管等の詳細な図面等はありませんが、本課についての、この資産の、市の分——企業会計に入ってくる分、については、おおむね調べたということで理解していただいていいと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんでしょうか。

○委員（持原秀行）決算書の213ページ、不納欠損の31万7,945円、これと収入未済が331万6,875円というふうにあるんですが、不納欠損に至った件数とか中身的なものをちょっと教えてください。

○水道管理課長（元石功一）簡易水道で不納欠損をしておりますが、件数で122件、人数で延べ36人分の不納欠損ということになります。

○委員（持原秀行）収入未済がまだ相当、300万円ぐらいあるんですが。これについてはどういったような動き方とか、事務的な流れは今後どうされていくのか、そこを教えてください。

○水道管理課長（元石功一）簡易水道も300万円から収入未済がございまして。水道料金もそれ以上でございます。

上水の水道料金、それから簡易水道の水道料金、合わせて滞納整理を今やっているところでござい

ます。

地域が広がっておりますので、まず川内川で川北、川南地区、それとあと諸地域といったぐあいの3地域を分けて、今、滞納整理を進めております。嘱託員1人、職員1人、毎日、滞納整理に回っているところでございます。きょうも川南地域を停水をかけて、そういった滞納整理といったことで頑張っているといった状況でございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかにもございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第96号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第96号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、歳出から御説明をいたします。

229ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、樋脇、入来、祁答院の温泉事業施設の管理運営に要する経費であり、支出済額4,728万503円でございます。

主な支出内容を備考欄で説明いたします。上水道課、水道管理課、2課分でございます。

水道管理課分は、消費税改正に伴うシステム改修委託ほか2件の委託料、入来温泉センター施設建設基金積立金が主なものでございます。

上水道課分は、職員1人分の職員給与費、紫外

線装置保守点検業務委託ほか2件の委託料、市比野温泉配湯管布設替工事ほか3件の工事請負費、備品購入費でございます。

2款1項1目施設整備費2,270万3,700円は、入来温泉場地区土地区画整理事業に伴う新たな公衆浴場新築工事設計業務委託ほか2件の委託料と、アゼロ湯公衆浴場解体工事ほか1件の工事請負費でございます。また、委託料、工事請負費とも前年度からの繰越分でございます。

5款1項1目予備費、予算現額100万円は、予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額としたしております。

続きまして、歳入について説明いたしますので227ページをお願いします。

歳入の主なものを説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項2目分湯使用料は、1節が現年度分に分湯使用料、2節が滞納繰越分で、現年分、滞納分合計で収入済額3,203万3,010円、不納欠損を18万1,780円処理し、収入未済額が114万2,100円でございます。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、調定額、収入済額ともに594万3,000円でございます。

4款繰越金、1項1目1節前年度繰越金は、812万6,884円でございます。

5款3項1目雑入は、収入済額3,546万9,152円で移転補償費等でございます。

231ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8,164万6,000円、歳出総額6,998万4,000円、歳入歳出差し引き額1,166万2,000円で、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額も1,166万2,000円でございます。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

財産に関する調書の379ページをお開きください。

(4) 物権のうち行政財産として、温泉権24カ所がございますが、19カ所の管理をしております。増減はございませんでした。

続きまして、基金につきまして説明いたします。

385ページをお開きください。

下から7番目になります入来温泉センター施設建設基金でございますが、決算年度中5万4,000円を積み立て、年度末現在高が2億1,911万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第109号 剰余金処分及び決算の認定について（平成25年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成25年度薩摩川内市水道事業会計決算）

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第109号剰余金処分及び決算の認定について、平成25年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成25年度薩摩川内市水道事業会計決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） 別冊となっております水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

水道事業決算報告書の収益的収支及び資本的収支の予算決算の状況について、説明をいたします。

まず、(1) 収益的収支の収入におきまして、予算額合計13億1,229万1,000円に対し、決算額12億8,415万394円でございます。

続きまして、支出になります。

予算額合計12億6,248万5,000円に対して、決算額11億6,014万7,328円となり、執行率91.9%でございます。

また、地方公営企業法第26条第2項の規定により、市道川永野・大原野線ほか1路線、舗装工事を繰り越しをしております。

続きまして(2)資本的収支の収入におきまして、予算額合計2億7,547万3,000円に対し、決算額2億4,081万5,784円でございます。

次に、支出におきまして、予算額合計11億5,976万7,000円に対し、決算額9億1,517万5,888円となっております。

また、翌年度繰越額として一般国道3号配水管布設替事業ほか5事業、事業費合計2億2,464万円を翌年度へ繰り越しをしております。

また、資本的収支で不足する額6億7,436万104円は、下段の表の下に記載してありますよう各財源で補填をしております。

次に、3ページをお願いします。

平成25年度の損益計算書になります。

まず、営業利益から説明をいたします。

1、営業収益は(1)水道料金給水負担金の給水収益と、(2)その他営業収益合計で、12億563万8,648円でございます。

2、営業費用では、(1)原水及び浄水費から(5)資産減耗費までの合計10億2,689万1,177円となり、営業利益は差し引き1億7,874万7,471円となっております。

次に、経常利益について説明をいたします。

3、営業外収益は、(1)受け取り利息及び配当金から(3)雑収益までの合計1,955万978円。4、営業外費用では、(1)支払い利息及び企業債取扱諸費から(2)雑支出までの合計9,260万3,612円となり、営業利益に営業外収支を加減した経常利益が1億569万4,837円となっております。

また、次の4ページ。5、特別損失として不納欠損処理と485万960円、経常利益にこの特別損失を加減し、当年度純利益が1億84万3,877円となっております。

次に、5ページをお開きください。

剰余金計算書になりますが、増減のあった科目

につきまして説明をいたします。

まず、資本金のうち自己資本金については、一般会計からの出資金、資本金への組み替え、組み入れへの合計2億386万7,000円の増となっております。

また、借入資本金には、企業債の借り入れ、企業債の償還を加減し、2億509万1,683円の減となっております。

次に、資本剰余金のうち贈財産評価額390万7,800円の増は、2件分の寄附採納分でございます。

工事負担金4,877万3,591円は、木場茶屋簡易水道に係る県の工事負担金、区画整理事業等に伴う工事負担金でございます。

次に、利益剰余金のうち減債積立金1億9,000万円の減は、企業債の償還財源として取り崩しをしております。

また、未処分利益剰余金1億84万3,877円は、本年度の純利益でございます。

下段の表になります。

平成25年度薩摩川内市水道事業剰余金処分計算書案について説明をいたします。

平成25年度の利益を全て、議会の議決を得て、企業債の償還財源となる減債積立金へ積立処分するものでございます。どうぞ、御承認方よろしくをお願いします。

次に、7ページをお開きください。

平成25年度貸借対照表について、御説明をいたします。

1、固定資産のうち(1)有形固定資産につきましては、後ほど有形固定資産明細書で説明をいたしますが、平成25年度の建設改良費で取得した固定資産を科目別に計上をしているところでございます。

(2)無形固定資産は、電話加入権、水利権でございます。

(3)投資有価証券は、大阪府公募公債でございます。

以上、固定資産合計136億1,831万8,214円でございます。

次に、2、流動資産では、現金預金ほか合計で10億6,325万6,013円でございます。

固定資産と流動資産の合計、資産合計で146億8,157万4,227円でございます。

8ページになります。

3、固定負債の（１）引当金は、修繕引き当てを積み立てております。

4、流動負債は、（１）未払い金、（２）その他流動負債合計で7,751万4,086円となり、負債合計で1億7,777万5,688円でございます。

5、資本金は、（１）自己資本金、（２）借入資本金で、合計106億3,483万2,329円でございます。

6、剰余金は、（１）資本剰余金、（２）利益剰余金、合計38億6,896万6,210円でございます。

資本金、剰余金の資本合計で、145億379万8,539円となり、資産合計、負債・資本合計ともに146億8,157万4,227円でございます。

9ページをお願いします。

概況につきましては、局長が説明をいたしましたので、次の11ページをお開きください。

職員に関する事項につきまして説明をいたします。

平成25年度につきましては、上水道課職員が1人増となっておりますが、これは工業用水道事業が10月に廃止されたことによりまして、水道事業支弁職員に振りかえたことによるものでございます。

また、水道事業支弁職員は、損益勘定支弁職員が20人、資本勘定職員が2人で、前年度より損益勘定支弁職員が1人の増となっております。

12ページから17ページは、改良事業等でございます。

件数で60件、工事費で4億7,220万3,000円であります。ナンバー47、木場茶屋加圧ポンプ電気設備工事からナンバー52までの6件を、翌年度へ繰り越しをしております。

次に、18ページをお願いします。

業務量を給水人口から有収率まで示してございます。

有収率につきましては、全体で前年度と同じ91.4%であります。また、下段は供給単価、給水原価を示してございます。

次に、20ページをお願いします。

4、会計の（２）企業債の状況ですが、本年度

の借入額1億7,610万円、償還額3億8,119万1,683円で、その結果、当年度末企業債残高46億7,352万3,733円となり、前年度より2億509万1,683円の減でございます。

次の21ページは、消費税の処理方法を記載してあります。22ページから24ページが附属明細書でございます。

25ページをお開きください。

（１）有形固定資産明細でございます。

1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細でございます。④の年度末現在高、⑦の減価償却累計額、⑧の年度末償却未済高がそれぞれ7ページの貸借対照表の有形固定資産と一致をしているところでございます。

（２）無形固定資産の水利権につきましては、川内川水利権申請に係る委託料を計上しているところでございます。

（３）投資有価証券につきましては、額面2億円の大阪府公募公債を購入しております。

27ページから34ページが、地域別の企業債明細書でございます。

以上で水道事業の決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 検針業務について、いろいろ関係があるので、下水道含めて関係があるんですが、ここでの管理の中でちょっと確認やらしたいと思うんですけど。監査委員等々も少し御意見が出されたと思っているんですが、メーター検針を業務委託をするときに、基本的にはどんなふうになっていますか。会社にやるのか、個人的に御相談するのか、ちょっとそれを教えてもらいたい。

○水道管理課長（元石功一） 基本的には、個人委託、私人委託をしております。

○委員（上野一誠） あってはならんことなんでしょうけれども、御承知のとおり、先般、ある施設がメーター検針の機材というか、それが二つあって、本来、大きなところをはからんないかんのに——40ミリのをはからんないかんのに、小さいほうの13ミリを検針者がはかつていたと。それでこれが大方約3年近くわからずに、そのこと

が発覚をしたと。

それで、なぜ検針者の人が、小さなほうをメーター検針をしたのかということがあって、いわば行政のメーター検針をされる方の的確なここをはかるという一つの体制というか、あり方が極めてできてなかったと。本人たちも行政もなぜここをはかられたんだろうかという思いはあると思うんだけども。やっぱりそういう体制が的確ではなかったというふうなことが判明をして、50万強の追徴が出るということですよ。今この事案をどんなふうに思いますか。

○委員長（福田俊一郎） 管理課長、今、上野委員のほうから指摘があったんですけども、この平成25年度の決算にかかわることですが、これまでも含めてちょっと委員の皆さんがわかるように、今の御質問については全体像がわかるように、ちょっと説明をしていただければと思います。

○水道管理課長（元石功一） 今、御指摘された件ですが。ある施設で、新しい2年数カ月前にできた施設なんですけど、40ミリで給水工事の申し込みがございました。40ミリのメーターを現場もつけてございます。それとあと一つ、その施設の方が個人で、子メーター——13ミリなんですけど、子メーター、というのをつけていらっしゃいました。

その子メーターにつきましては、テナント用で、別の人が使った水をはかるんじゃないかというふうに想像されますが、そういったことで、親メーター、本来のメーターと、そこの所有者である方が個人的につけられたメーター、13ミリがあった。

そういった中で、検針は40ミリの検針をしないといけなかったんですが、子メーターの13ミリで、開始からずっと——ことしの8月15日にそういうことがわかったんですが、その間、2年数カ月ずっと、子メーターで検針をし、また水道料金もその子メーターの使用水量で請求をしていたという事実が発覚をいたしました。

40ミリの使用水量と13ミリの使用水量に大きな開きがありまして、そこに水道料金、その地域は下水道もあることから、下水道料金、二つの料金に差額が生じたといった状況になっています。

我々、なぜそういうふうになったのかということで、原因を究明したんですが、検針される方が

もう既に亡くなっておられて、どういった状況でその13ミリの検針をしたのかという、そういったのが不明というか、もう原因がわからないということで、お客様に対しては非常に御迷惑をおかけし、おわびとあと事情説明を今現在やっている、そういった状況でございます。

新しく水道を引かれたら、こういった黄色の、これ新規カードと言うんですが、これが上水道課からうちのほうに回ってきます。これにここに地図が、メーターの場所の地図、地図を張りつけて、この分を検針員さんのほうに今月はここの新規のところができましたので、場所はここですよ、メーターはここにありますよといったことで検針員さんのほうにお渡ししてあるんですが。これもちゃんとやっていたのに、なぜ40ミリをはからずに子メーターの13ミリをはかられたのか、その辺がちょっとわからないところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠） 亡くなられた方は、もう1年ぐらいになるので、その後も同じような検針をしていたということから言うと、亡くなった方に責任を押しつけるように聞こえるので、やっぱりそれは余り好ましくない。なぜ最初にそうなったかということからすると、やっぱり業務委託をするときの徹底さが足りなかったと、確認を上げたときに。そういうチェック機能がやっぱりできてないということもあるので、け死んだからわからんという捉え方は、若干、僕は余りそういう理解したくないんだけど。そんな中でいろいろ行政も法的な見解も求められながら、どういう形が仮に救済措置ができるのかどうか検討されたようには聞いているんですけども。私も自分の顧問弁護士にはちょっと聞いてみたんですが、やっぱり似たような回答をします。

ですから、後はやっぱり当初、今その黄色いカードが上がるときに、当然、行政にはメーター器をもらわれるときに、ここにはこういうことをつけますということで、業者が提出をして、そして機材を受け取って設置をされるのが基本。そうであれば当然その場所の施設のものがどこにあるか、どういうメーター、口径が入っているかというのは、よく御理解いただくというふうに思います。

ちょっと決算という立場から言えば、今後の間

題を、少し物言いたかったんだけど。やはりこれはもう完全に行政側のミスと、水道局側のミスということになりますよね。この使った人は、もうそれだというふうにわからないわけなので、当然ミスということで、後はどういう形で誠意を持って御協力をいただくかという姿勢が大事だというふうに思います。

ただ、やっぱりその姿勢の出し方も、課長には個人的にはお話ししたんですけど、いろいろあるので、もうちょっと誠意を持った仕方をしていかないと、なかなか無理があるような気がします。語った後の問題として、また後で語ります。

そういう意味では、十分理解をもらう努力をまずしてください。それが1点と。今回、平成28年度の統合に向かって、やっぱり台帳整理もされていかれると思うんですが、やっぱりそういう意味では二度というこう行為があってはいかんというように思うので。やっぱり業者委託をされるとき、やっぱり初期の指導というか、そこあたりを十分、指導徹底をお願いしていかなないと、またほかにもないとは思いますが、今回、下水道の水量が全然違うということから、はかって判明したというふうに聞いてるんですけども。そこらのあり方も、やっぱり人はかわっていきますので、いろいろ検針者もかわる部分があるので、十分その逐次、内容を御指導していただけるという管理体制を、さらにこの経験を生かしていただきたいというような、これは意見、要望として、また申し上げておきたいと思います。

何かコメントがあったら。

○水道管理課長（元石功一） 本当にお客様に対しては、こちらのミスで非常に御迷惑をおかけしているところですよ。

その点につきまして、十分おわびをしながら、今後、対応していきたいというふうに考えていますのでよろしくお願いします。

○委員長（福田俊一郎） 上野委員のほうから検針業務についてのあり方について、意見、要望が出ましたので、これについては、十分、対応していただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めま

す。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については剰余金処分と決算認定の2つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち、平成25年度薩摩川内市水道事業剰余金処分について採決いたします。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本剰余金処分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成25年度薩摩川内市水道事業会計決算について採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第110号 決算の認定について
(平成25年度薩摩川内市工業用水道事業会計決算)

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第110号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市工業用水道事業会計決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） 別冊となっており、まず工業用水道事業決算書の1ページをお開きください。

(1) 収益的収支の予算決算の状況について説明をいたします。

平成25年度は、供給先である富士通の撤退が決定したことから、供給契約の変更で収入・支出とも前年度よりも大きく減少しております。

内容について御説明をいたします。

収益的収入は、予算額合計2,083万5,000円、決算額1,225万9,051円でございます。

また、支出につきましては、予算額合計1,696万8,000円、決算額698万2,337円でございます。

3ページをお願いします。損益計算書になります。

まず、営業利益について、1、営業収益は、(1)給水収益と(2)その他の営業収益、合計で1,155万6,000円でございます。

2、営業費用では、(1)原水及び浄水費から(3)減価償却費までの合計662万8,513円で、営業利益は差し引き492万7,487円となり、これに4ページの営業外収益34万9,227円を加算し、経常利益、当期純利益ともに527万6,714円となっております。

次に、5ページをお開きください。

剰余金計算書になります。当年度、増減があったものについて説明いたします。

利益剰余金に増減がございますが、これは前年度の決算で処分したものであります。

また、本年度の純利益527万6,714円を未処分利益剰余金として計上をしております。

次に、7ページ、貸借対照表になります。

1、固定資産のうち、(1)有形固定資産につきましては、後ほど固定資産明細書で説明をいたします。

2、流動資産は、現金預金ほかで合計1億6,048万6,265円で、資産合計が3億7,648万8,962円でございます。

8ページになります。

4、資本金は、前年度と同額で9,057万206円でございます。

5、剰余金は、(1)資本剰余金、(2)利益剰余金、合計で2億8,591万8,756円で、資本合計が3億7,648万8,962円となり、資産合計、負債資本合計ともに3億7,648万8,962円でございます。

次の9ページは概況になりますが、先ほど局長が説明をいたしましたので、11ページをお開きください。

3の業務で、(1)業務量のうち、契約給水量、1日1,500立方メートルから1日900立方メートルに変更しております。この契約給水量の変更により、他の項目、対前年度比マイナスとなっているところでございます。

12ページになります。

(2)事業収入に関する事項、(3)の事業費用に関する事項とも、給水契約の変更により対前年度比マイナスになっております。(4)収納状況ですが、収入未済額はございません。

次の13ページをお願いします。

4、会計の(3)のア、事業資金収支表ですが1年間の現金収支でございます。

また、下段のウ、エにつきましては、工業用水道事業廃止後、一般会計へ引き継ぐこととしております。

14ページは、収益的収支明細書でございます。

15ページをお願いします。

固定資産明細書について説明をいたします。

本年度は固定資産の購入はなく、増減はございませんでした。

また、④の年度末現在高、⑦の減価償却累計額、⑧の年度末償却未済高が貸借対照表の有形固定資産と一致をしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長(福田俊一郎) 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(上野一誠) 一応、この会計は、一般会計に変わるということですが。ちょっと今後の捉え方として職員も減ということで、必要ないということになるんですが。その管理の問題は、今後、もう動かさないで、ほとんど管理は必要ないと思うんだけど。今後の行政としての管理体制というか、あの施設に対する管理の捉え方はどういうふうにお考えですか。

○上水道課長(福山清和) 現在の施設は、富士通のほうがもう撤退されまして、水源地、浄水場がありますけれども。浄水場の隣にタンクもあります、配水管、それから道路を越えてきまして、富士通のところに入る大きな受水槽等があったんですけれども、そこまでの管につきましては、一応、もう施設から切り離す形で公道上でもうとめてありますので、今度は建物と水源地がございすけれども。水源地につきましては、今年度地籍調査の登記が終わる予定なんです、おこなっているということで、登記が、分筆が確定するのが来年度になりそうということで、今回、水源地のほうの進入路について、民間の方の分筆をさせてい

ただいてましたので。それが確定すれば購入ということで、予算化しておりましたけれども、そこがちょっと来年度になるような形になります。

それと、施設自体につきましては、今、場所がいいところですので、どうしてものり面の草とか、繁茂等については、ひんしゅくを買わないように市の管理ですので、シルバー等を使って今までどおり草払いについてはやるという考えであります。

それと、建物内の電気施設とか機械設備につきましては、もう維持管理がちょっと動力等は要りませんので、動力等については切っております。

あと、中で使えるものについても、長く置いておくとかだめになりますので、再度また新しい施設が使えるような状況になったときには、どうせ更新とかいろんなのが必要になってきますので、使えるものについては有効活用しながら、その時期を見て判断したいと思っております。

以上です。

○委員（上野一誠） 一番、僕が心配していた、僕も答弁いただいたので。全協でもあったように富士通の購入が1年おくれるということから、市長も何とか雇用も、企業という形で動いていただいているんですが。ぜひ、それが有効に活用できるような形を、もう本当に望んでるんですけども。状況によっては、わからない部分もまだありますので、草ぼうぼうになったり、地域からおっしゃるようにひんしゅく買わんような管理は、ぜひ、しておいていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第94号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、一般会計決算のうち水道管理課分について御説明いたします。

一般会計決算書の133ページをお開きください。

4款3項1目水道費、支出済額2億379万5,000円で、備考欄のとおり簡易水道事業及び温泉給湯事業特別会計への繰出金でございます。

次に、205ページをお願いします。

13款2項1目公営企業費、支出済額2,906万2,000円で、水道事業会計への負担金、補助金、出資金でございます。

以上で、一般会計のうち水道管理課分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第94号一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で水道管理課・上水道課を終わります。御苦勞さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（福田俊一郎） それでは、次に下水道課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、水道局長の説明を求めます。

○水道局長（落合正浩） それでは、引き続き下水道課につきまして、御説明いたします。

決算附属書の175ページをお開きください。

一般会計のうち、1. 地域下水処理事業は、市内2施設につきまして維持管理費の経費でございます。

次のページ、176ページに小型合併処理浄化槽整備補助事業ですが、486基の設置に対しまして補助金を交付しております。

次の177ページ、3. 特別会計への繰出金につきましては、記載のとおりでございます。

次に4. 雨水ポンプ場事業は、中郷・平佐の2ポンプ場の維持管理経費であります。

次の178ページ、5. 都市下水路事業は、四つの都市下水路の維持管理経費を。6. 下水道管理費は、下水道事業実施に伴う職員、嘱託員の人件費等をそれぞれ支出しております。

続きまして、179ページの公共下水道事業特別会計につきまして、1. 公共下水道処理施設管理は、川内地区、上甕地区、2カ所の下水処理施設の包括的民間委託費等が主なものでございます。

次に、181ページ、2. 公共下水道整備は、平佐地区の管渠整備舗装復旧工事等に係る経費であります。

次に、182ページです。農業集落配水事業特別会計は、城上地区ほか4施設の維持管理経費等であります。

各処理区の状況を次の183ページにかけて記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、185ページ、漁業集落排水事業特別会計のうち、1. 漁業集落排水処理施設管理は、上甕地域平良地区、下甕地域片野浦及び手打処理区の排水処理施設の維持管理費等でございます。

次のページ、186ページの2. 手打地区漁業集落排水施設整備は、管路整備・舗装復旧工事等であります。

最後に、187ページになりますが、浄化槽事業特別会計は、上甕地域の浄化槽施設の維持管理等でございます。

以上で概要説明を終わります。詳細につきましては、課長が説明いたします。よろしく願います。

△議案第97号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市公共下水道事業特別

会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第97号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） 下水道課です。よろしく願います。

それでは、各会計歳入歳出決算書の240ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、公共下水道事業の管理に要する経費で、支出済額は9,542万8,138円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり公共下水道管理費におきまして、宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託ほか8件が主なものでございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでありますが、14節使用料及び賃借料につきましては、災害時の停電等に対応するため、バキューム車等の借り上げ料を計上しておりましたが、災害対応がなかったため、未執行となったものでございます。

また、翌年度への繰越明許費700万円は、上甕の中甕・中野浄化センターの長寿命化計画策定業務に係るもので、処理場の汚水処理の工程上、調査時期の調整から繰り越したもので、本年7月末に完了しております。

次に、2款1項1目施設整備費は、公共下水道事業の整備に要する経費で、支出済額は3,275万4,425円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、職員一人分の給与費及び平佐地区私道管渠築造工事ほか10件が主なものでございます。

なお、22節補償・補填及び補償金の不用額につきましては、汚水管の埋設位置の調整により、ガス及び水道管の移設を抑えられたことによるものでございます。

また、翌年度への繰越明許費587万1,000円は、平佐地区で実施しております私道路の管渠築造工事に係るもので、管理者との調整に時間を要したことにより繰り越したもので、本年5月末で完了しております。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で、3億1,952万2,886円であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、236ページをお開きください。

1款2項1目1節公共下水道事業負担金の収入済額は、1,836万8,000円で、川内処理区の公共下水道事業受益者負担金が主なものでございます。

1款2項1目2節公共下水道事業負担金滞納繰越分の収入済額は、51万5,000円で、公共下水道事業受益者負担金滞納の繰越分でございます。収入未済額167万3,600円は、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、2款1項1目1節公共下水道施設使用料の収入済額は、1億1,384万4,230円で、川内処理区及び上甕処理区の公共下水道施設使用料であります。収入未済額560万9,480円は、滞納繰越分として現在徴収に努めているところでございます。

なお、平成25年度におきまして、滞納者の行方不明により徴収不能となったもののうち、地方自治法の規定によります5年を経過した5万6,210円を不納欠損処理しております。

次に、2款1項1目2節公共下水道施設占用料の収入済額は、1万4,400円であります。

次に、2款2項1目1節指定等手数料の収入済額は、40万9,400円であります。

次に、2款2項2目1節督促手数料の収入済額は、10万8,500円であります。

収入未済額10万2,800円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

なお、平成25年度におきまして、1,400円を不納欠損処理しております。

3款1項1目1節公共下水道費補助金の収入済額は150万円で、公共下水道事業費補助金です。

次に、238ページをお開きください。

4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は、3億364万1,879円で、一般会計繰入金でございます。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金の収入済額は590万1,000円で、繰越事業費等財源充

当繰越金であります。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は、37万4,040円で、原子力立地給付金が主なものであります。

最後に、7款1項1目1節公共下水道事業債の収入済額は790万円で、うち190万円は前年度繰越明許費分であります。

それでは、242ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入歳出差し引き額487万1,000円は、全額翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額であり、平成25年度の実質収支額はゼロ円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第98号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第98号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、各会計歳入歳出決算書の251ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1 款 1 項 1 目 一般管理費は、農業集落排水事業の管理に要する経費で、支出済額は 3,819 万 7,356 円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、里浄化センターほか維持管理業務委託ほか 14 件が主なものでございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでありますが、14 節使用料及び賃借料につきましては、災害時の停電等に対応するため、バキューム車等の借り上げ料を計上しておりましたが、災害対応がなかったため、未執行となったものでございます。

15 節工事請負費につきましては、公共升の設置工事がなかったため、未執行となったものでございます。

18 節備品購入費につきましては、新規の井戸水用のメーター設置がなかったため、未執行となったものでございます。

次に、3 款 1 項公債費の支出済額は、1 目元金及び 2 目利子の合計で 1 億 6,535 万 5,628 円であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき 247 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 1 節農業集落排水事業分担金の収入済額は 32 万円で、城上処理区及び祁答院中央処理区の農業集落排水事業分担金であります。

次に、2 款 1 項 1 目 2 節農業集落排水施設使用料の収入済額は、4,937 万 7,060 円で、城上処理区ほか 4 処理区の農業集落排水施設使用料であります。収入未済額 71 万 6,340 円は、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

なお、平成 25 年度におきまして、1 万 6,790 円を不納欠損処理しております。

次に、2 款 1 項 1 目 2 節農業集落排水施設占用料の収入済額は、1 万 2,000 円であります。

次に、2 款 2 項 1 目 1 節指定等手数料の収入済額は、8 万 8,000 円であります。

2 款 2 項 2 目 1 節督促手数料の収入済額は、3 万 5,700 円であります。

収入未済額 1 万 5,100 円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

なお、平成 25 年度におきまして 800 円を不

納欠損処理しております。

次に、249 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金の収入済額は、1 億 5,338 万 5,352 円であります。

次に、6 款 2 項 1 目 1 節雑入の収入済額は 33 万 4,872 円で、原子力立地給付金であります。

それでは、253 ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引きした実質収支額はゼロ円であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第 99 号 決算の認定について（平成 25 年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第 99 号決算の認定について、平成 25 年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、各会計歳入歳出決算書の 262 ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、漁業集落排水事業の管理に要する経費で、支出済額は 1,513 万 6,370 円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり漁業集落排水管理費において、手打浄化センターほか維持管理業務委託ほか10件が主なものでございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございますが、14節使用料及び賃借料につきましては、災害時の停電等に対応するため、バキューム車等の借り上げ料を計上しておりましたが、災害対応はなかったため、未執行となったものでございます。

次に、2款1項1目施設整備費は、漁業集落排水事業の整備に要する経費で、支出済額は3,400万7,300円でございます。内訳につきましては、備考欄記載のとおり、漁業集落排水施設整備費において、手打地区舗装工事ほか6件及び管路工事に伴う水道管仮設工事補償でございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で5,517万4,850円であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき258ページをお開きください。

1款1項1目1節漁業集落排水事業分担金の収入済額は200万円で、内訳につきましては備考欄記載のとおり、手打処理区、上甌処理区の漁業集落排水事業分担金でございます。

次に、2款1項1目1節漁業集落排水施設使用料の収入済額は、1,571万5,260円で、上甌処理区ほか2処理区の漁業集落排水施設使用料でございます。収入未済額10万9,660円は、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、2款1項1目2節漁業集落排水施設占用料の収入済額は9,000円であります。

次に、2款2項1目1節確認手数料の収入済額は、17万6,700円であります。

次に、2款2項2目1節督促手数料の収入済額は、9,300円であります。収入未済額2,900円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

3款1項1目1節漁業集落排水事業補助金の収入済額は、1,077万5,000円で、手打地区の漁業集落排水事業補助金で、前年度繰越明許費

分でございます。

4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は、6,061万5,240円であります。

次に、260ページをお開きください。

5款1項1目1節前年度繰越金の収入済額は716万9,000円で、繰越事業費等財源充当繰越金であります。

次に、6款2項1目1節雑入の収入済額は244万9,020円で、消費税還付金が主なものでございます。

最後に、7款1項1目1節漁業集落排水事業債の収入済額は540万円で、繰越明許費分でございます。

それでは、264ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引きした実質収支額はゼロ円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第100号 決算の認定について
(平成25年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第100号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、各会計歳入歳出決算書の271ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、上甌地域の市設置型浄化槽の管理に要する経費で、支出済額は951万3,016円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、浄化槽管理費において、上甌地区戸別合併処理浄化槽維持管理業務委託ほか1件と。ほか1件につきましては消費税改正に伴います電算システム改修でございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で533万5,264円であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき269ページをお開きください。

2款1項1目1節浄化槽排水施設使用料の収支済額は、745万9,790円で、内訳につきましては、備考欄記載のとおり、上甌地域の浄化槽排水施設使用料でございます。収支未済額5万3,860円は、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、2款2項2目1節督促手数料の収支済額は3,800円であります。収入未済額1,000円は、施設使用料に係ります督促手数料でございます。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額は、738万4,690円であります。

それでは、273ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引きした実質収支額はゼロ円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第94号（平成25年度一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止してありました議案第94号平成25年度一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、各会計歳入歳出決算書の129ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

4款2項4目地域下水処理費は、下水処理施設の維持管理及び小型合併処理浄化槽設置に関わる補助金交付等に係る経費で、支出済額は1億9,617万4,325円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、下水処理施設管理費において、永利浄化センター維持管理業務委託ほか5件と、小型合併処理浄化槽整備補助事業費において、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金486件、浄化槽費において浄化槽事業特別会計繰出金が主なものでございます。

各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございますが、19節負担金補助及び交付金の不用額297万2,264円は、小型合併処理浄化槽設置事業整備事業補助金の実績によるものが主なものでございます。

次に、143ページをお開きください。

6款3項4目農業集落排水費は、農業集落排水事業特別会計への繰り出しに要する経費で、支出済額は1億5,338万5,352円であります。

次に、149ページをお開きください。

6款5項5目漁業集落排水費は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は6,061万5,240円であります。

次に、165ページをお開きください。

8 款 5 項 4 目下水道費の支出済額は、4 億 1,172 万 2,468 円であります。

内訳につきましては、167 ページをお開きください。

備考欄記載のとおり、下水道管理費において、行政事務嘱託員 1 名の報酬、職員 12 名分の給与費、日本下水道協会会費ほか 9 件、中郷・平佐ポンプ場維持管理業務委託ほか 2 件、公共下水道費におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金が主なものでございます。

また、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき 19 ページをお開きください。

14 款 1 項 3 目 1 節衛生使用料の収入済額 3,077 万 8,070 円のうち、下水道課分は 2,142 万 4,430 円であります。

内訳につきましては、次のページ、21 ページの備考欄記載のとおり、永利処理区及び鹿島処理区の下水道施設使用料が主なものでございます。収入未済額 27 万 1,290 円は、全額下水道課分で、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、25 ページをお開きください。14 款 1 項 6 目 3 節都市計画使用料の収入済額 4,423 万 370 円のうち、下水道課分は 7,630 円で、都市下水路占用料であります。

次に、31 ページをお開きください。14 款 2 項 3 目 1 節衛生手数料の収入済額 6,083 万 1,085 円のうち、下水道課分は 4 万 6,000 円で、排水整備計画確認等手数料が主なものでございます。

次に、3 目 2 節督促手数料の収入済額 2 万 600 円は、全額下水道課分で、収入未済額 3,500 円は、衛生使用料に係ります督促手数料でございます。

次に、37 ページをお開きください。15 款 2 項 3 目 2 節清掃費補助金の収入済額 5,873 万 6,000 円は、全額下水道課分で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係ります国の循環型社会形成推進交付金でございます。補助率は、本土が 3 分の 1、甌島が 2 分の 1 でございます。

次に、45 ページをお開きください。16 款 2 項 3 目 3 節清掃費補助金の収入済額 3,782 万

7,000 円は、全額下水道課分で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る県の浄化槽整備事業交付金でございます。なお、補助率につきましては、基本補助率、本土分が 3 分の 1、離島分が 4 分の 1 が、市の財政力指数等によりまして調整され、平成 25 年度に実質の補助率は、本土分が 22%、甌島分が 16.5% となっております。

次に、47 ページをお開きください。16 款 2 項 4 目 4 節水産業費補助金の収入済額 4,005 万 1,000 円のうち、下水道課分は 216 万 7,000 円で、漁業集落排水施設整備促進交付金でございます。

次に、55 ページをお開きください。17 款 1 項 2 目 1 節利子及び配当金の収入済額 1,505 万 1,951 円のうち、下水道課分は 1 万 5,685 円でございます。内訳につきましては、次のページ、57 ページの備考欄、上から 16 行目にございまして、下水道整備貸付基金利子収入でございます。

次に、63 ページをお開きください。21 款 5 項 4 目 1 節雑入の収入済額 5 億 9,656 万 4,776 円のうち、下水道課分は 4,000 円で、75 ページの備考欄の上から 9 行目にありまして、日本下水道事業団負担金返納金でございます。

続きまして、財産の管理状況について説明いたしますので、386 ページをお開きください。基金の表中、運用基金の一番下になります下水道整備貸付基金が下水道課分で管理している基金でございます。基金の総額は 1 億 2,000 万円で、平成 25 年度中の増減はございませんでした。

次に、基金の運用状況について説明いたしますので、394 ページをお開きください。下水道整備貸付基金は、下水道への接続推進を図るため、無利子の貸し付け制度として運用しております。貸し付けの対象は、下水道施設へ接続するための排水設備改造工事に係る経費でございます。本基金の運用状況でございますが、(5) の貸し付けの状況のとおり、平成 25 年度中の貸し付けは川内地域の 2 件で、貸付額の総額は 110 万円であります。また、平成 25 年度末の基金の貸付基金は、金額は、(6) 基金の 3 月末現在のとおり 858 万 4,700 円で、現金残高は 1 億 1,141 万 5,300 円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で下水道課を終わります。御苦労さまでした。

△建設政策課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、建設政策課の審査を行います。

まず、決算の概要について、建設部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）お疲れさまでございます。これから、建設部の審査のほう、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

まず、建設部全体といたしまして、平成25年度の一般会計で、予算額が60億8,762万8,000円、決算額が53億7,986万3,461円ということで、88%ほどの執行率でございました。前年度が79でしたので、執行率といたしましては9%ほど向上をしたと思っております。

それでは、建設政策課の説明をさせていただきますので、決算附属書につきましては127ページでございます。建設政策課といたしましては、部内の庶務、会計事務のほか、予算や事業調整など、他の課からの受託事業の調整などを行っております。

また、特に国県事業の要望活動を主に実施をしているところでございますが、まず、川内川改修につきましては、市街部改修のほうで、現在、大小路地区を鋭意進めているところでございます。一部、大型物件の用地交渉に難儀はしておりますが、全体的には順調に進んでおりまして、本年、10月に、もう10月になりましたけれども、天大橋からおれんじ鉄道の間の事業、工事が着手することとなっております。

また、南九州西回り自動車道につきましても、都一高江間が来年3月には供用開始できる見通し

でございます。このほか、蘭弁田瀬戸架橋につきましても、県の事業ではありますけれども、窓口となって、いろいろな調整をしているところで、鋭意順調に進ませていただいているところでございます。詳細につきましては、課長のほうから説明がございますので、よろしくお願い申し上げます。

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第94号一般会計歳入歳出決算について、当局の補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）建設政策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第94号決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち、建設政策課分について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、各会計歳入歳出決算書の155ページをお開きください。8款1項1目土木総務費の支出済額2億6,645万9,895円は、職員の人件費などの一般管理経費及び道路関係の要望活動等に要した経費でございます。

歳出の主なものは、備考欄記載のとおり、建設部関係職員32名分の職員給与費並びに鹿児島県市町村社会基盤整備推進協議会負担金のほか9件であります。なお、負担金の額につきましては、それぞれの各期成会、協議会等において均等割、人口割並びに道路延長割で決定されております。

3節職員手当等で81万3,905円の不用額がありますが、この不用額につきましては、時間外勤務手当の執行残74万3,833円が主なもので、建設部全体の時間外勤務手当を建設政策課で予算措置し、各課に配分しておりますことから、各課の実績による執行残の合計がこの額になったものであります。

次に、159ページをお開きください。8款3項1目河川総務費の支出済額1億1,161万5,454円のうち、建設政策課分は132万5,040円であります。歳出の内容であります、河川改修関係の要望活動や会議出席に要した経費

であり、主なものは備考欄記載のとおり、河川管理費において、川内川下流改修促進期成会負担金及び川内市街部改修促進期成会補助金であります。

次に、161ページをお開きください。8款4項1目港湾総務費の支出済額1億2,553万2,177円のうち、建設政策課分は50万4,470円であります。歳出の内容であります、港湾関係の要望活動や会議出席に要した経費であり、主なものは、備考欄記載のとおり、港湾総務費において、日本港湾協会負担金のほか2件の負担金であります。

次に、163ページをお開きください。8款5項1目都市計画総務費の支出済額1億1,958万6,250円のうち、建設政策課分は65万5,250円であります。歳出の内容であります、南九州西回り自動車道の建設促進に係る要望、関係機関との協議調整に要した経費であり、主なものは、備考欄の下から22行目になります南九州西回り自動車道建設促進事業費において、同自動車道建設促進期成会負担金ほか1件と、同じく、同自動車道川内限之城道路建設促進協力会補助金であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、63ページをお開きください。21款5項4目1節雑入の調定額7億990万1,717円のうち、建設政策課分は2,517万2,000円で、全額が収入未済となっております。詳細につきまして御説明いたしますので、別冊となっております決算資料1の211ページをお開きください。決算資料1になります。

上の一般会計の表の上から7番目が建設政策課分で、調定額、収入未済額とも同額の2,517万2,000円であります。内容につきましては、右側の内容欄記載のとおり、旧東郷町道工事請負費返納金であります。この返納金につきましては、平成16年10月から請求しているもので、年2回、配達証明により催告書を送付するとともに、数回の面談も行ってきましたが、これまで納入されない状況になっております。平成25年度におきましても、平成25年9月5日と平成26年3月4日に催告書を送付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（橋口博文） 西回り自動車道の関係ですけれども、皆さんのおかげで、高江から都町の供用開始が来年の3月初めにはされると思いますけれども、これも皆さんのおかげだと思います。

それと、26年度で事業は終わるわけですが、この区間が。今度、水引から阿久根間が新規になっていくわけですが、これはやっぱり工事が途絶えんごとな。26年度で向こうが終わりますから、27年度はまた新たにこの事業が始まるように。これも皆さんが努力をしていただいて、都市計画決定やら、あるいは環境整備も終わって、あとは予算の獲得だと思いますけれども、そういう努力をしてくださいますように。そうすることが、これからの建設業界もまた仕事もふえてくると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。何か。

○建設部長（泊 正人） 水引―阿久根間につきましては、さきの建設水道委員会でもお話ししましたとおり、現在、都市計画決定のほうが終わって、27年度の新規採択事業として国に強力な要望活動を進めております。一部、分割採択というような、ちょっと危機感なども聞こえてきておりますけれども、現時点では一生懸命行っております。27年度、事業採択されますと、調査設計、測量に入りまして、用地交渉というのが28後半、29ぐらいから入っていくんだろうというふうに思っておりますので、いずれにいたしましても、今、橋口委員おっしゃいましたように、一生懸命強力な推進をしまいたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。質疑はつきたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。再開はおおむね午後1時といたします。

~~~~~  
午前 11 時 47 分休憩  
~~~~~  
午後 0 時 59 分開議
~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△建設整備課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設整備課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、建設部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）午後のほうも引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、建設整備課について、主要施策について御説明をさせていただきます。

決算附属書の 128 ページから 132 ページにわたって記載をされております。建設整備課につきましては、道路の新設、公園の整備及び管理等を行っているところでございます。

都市計画道路の整備につきましては、長年、通行どめをさせていただいておりました横馬場・田崎線がことしの 3 月 22 日に供用開始をされまして、効果が出てきております。それに引き続きまして、駅前・白和線のほうの都市計画道路の整備に入っているところでございます。

一般道路整備事業につきましても、各地区数多い路線の中から優先的に地域ごとに整備を進めているところでございます。

県の港湾整備につきまして、負担金を支出いたしておりますけれども、平成 25 年度は甌島の高速船就航もあり、例年に比べ、負担金も増額となったところでございます。

また、県道の整備につきましても、それぞれ路線ごと、事業ごとに負担金のほうを支払っているところでございます。

公園管理につきましては、長寿命化修繕計画に基づき、遊具等の整備を行い、また、指定管理によります全ての公園を事故なく管理をしていくことができました。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございましたので、よろしくお願いいたします。

△議案第 94 号 決算の認定について（平成 25 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第 94 号一般会計歳入歳出決算について、当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、議案第 94 号平成 25 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、決算書の 141 ページをお開きください。6 款 3 項 1 目農業土木総務費の支出済額 1 億 657 万 5,699 円のうち、建設整備課分は、備考欄の下段あたりにございます農村公園管理費 989 万 723 円で、矢立農村公園指定管理業務委託ほか 11 件の委託料及び矢立農村公園維持修繕工事費に要した経費でございます。

次に、157 ページをお開きください。8 款 2 項 3 目道路新設改良費の支出済額 3 億 4,568 万 8,141 円のうち、建設整備課分は、交通安全施設単独事業費を除きまして 3 億 2,569 万 512 円でございます。備考欄をごらんください。一般道路整備事業費は、職員 8 人分の給与費、市道舟見線道路改良舗装工事ほか 31 件の工事請負費及び関連する測量設計業務委託、用地購入、建物等移転補償に要した経費でございます。また、県道整備事業市町村負担金としまして、川内・祁答院線ほか 6 路線の県道整備に対して負担金を支出しております。

次に、159 ページの備考欄をごらんください。特定離島道路整備事業費は、鹿島の市道鳥ノ巣線の拡幅整備に向けた測量設計業務委託に要した経費、川内地域踏切改良拡幅事業費は、網津踏切の拡幅整備に向けた市道網津・唐浜港線の測量設計業務委託に要した経費、中甌江石線整備事業費は、上甌の市道中甌江石線道路改良舗装工事ほか 1 件の工事請負費、手打 4 号線整備事業費は、下甌の市道手打 4 号線道路改良舗装工事ほか関連する用地購入や建物等移転補償に要した経費でございます。

ここで、15 節の工事請負費の不用額が 54 万 4,435 円となっておりますが、このうち、建設整備課分は 54 万 2,064 円で、これは一般道路や電源事業と、それぞれの事業で発生した入札執

行残の積み上げ分でございます。

次に、161ページをお開きください。8款3項2目河川改良費の支出済額4,986万6,550円のうち、建設整備課分は、特定離島河川整備事業に係る1,565万3,550円でございます。これは、里の大林川水路整備工事ほか1件の工事請負等に要した経費でございます。

次に、同ページの下段、8款4項1目港湾総務費の支出済額1億2,553万2,177円のうち、建設整備課分は163ページの備考欄の港湾県営事業負担金1億2,277万7,000円で、これは県が施行する川内港、長浜港、里港に係ります港湾整備の負担金として支出したものでございます。

次に、165ページをお開きください。8款5項2目街路費の支出済額9億2,048万187円のうち、建設整備課分は、横馬場・田崎線及び駅前・白和線に係る6億2,566万1,687円でございます。備考欄の横馬場・田崎線整備事業費は、JR立体交差部の工事についてJRに委託しておりましたが、その25年度分の委託料及び排水ポンプ施設工事ほか13件の工事請負費が主な経費でございます。駅前・白和線整備事業費は、市道駅前・白和線道路舗装工事ほか3件の工事請負費及び関連する電柱等の移転補償に要した経費でございます。

次に、167ページをお開きください。8款5項5目公園緑地費の支出済額は2億2,480万437円でございます。備考欄の公園管理事業費は、公園の指定管理業務委託等57件分の委託料や、田ノ尻展望所トイレ新築工事ほか7件の工事請負等に要した経費、三堂公園整備事業費は、職員3人分の給与費及び遊具広場整備工事ほか4件の工事請負費、久見崎公園整備事業費は、公園の施設整備工事に要した経費でございます。

ここで、15節工事請負費の不用額が186万6,250円となっておりますが、これは向田かわまちづくり事業で、川内川河川事務所発注工事等の発生土を受け入れるための工事を計画しておりましたが、受け入れ調整を行った結果、未執行となったことと、あと、久見崎公園の入札執行残によるものでございます。

次に、203ページをお開きください。11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費の支出済

額121万4,600円のうち、建設整備課分は80万500円でございます。これは、夜萩丸山公園のあずまや修繕や藤本農村公園の支障木伐採除去等に要した経費でございます。

以上で歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、決算書の21ページをお開きください。14款1項4目農林水産使用料、1節農業使用料、収入済額189万1,036円のうち、建設整備課分は、備考欄下段に記載のとおり、農村公園に係ります行政財産使用料1,630円で、これは東郷藤川ふれあい交流公園ほかの農村公園内に立っております電柱等の使用料でございます。

次に、25ページをお開きください。14款1項6目土木使用料3節都市計画使用料、収入済額4,423万370円のうち、建設整備課分は、公園使用料等に係るもので、1,355万2,290円でございます。備考欄の公園使用料占用分は、各公園内に立っている電柱、電話柱等の占用料、公園使用料本庁分は、樋脇の丸山自然公園等の施設使用料、隈之城川公園駐車場使用料は月決め205台分と、時間貸し82台分に係る駐車料金、行政財産使用料は、向田公園ほかの自動販売機設置等に係ります使用料、三堂公園使用料は、三堂公園の施設使用料でございます。

次に、31ページをお開きください。14款2項6目土木手数料、1節土木手数料、収入済額1,275万2,610円のうち、建設整備課分は備考欄に記載の諸証明手数料270円で、これはボランティア実績証明に係る手数料でございます。

次に、37ページをお開きください。15款2項6目土木費補助金、1節道路橋梁費補助金、収入済額1億4,335万2,000円のうち、建設整備課分は1,478万9,000円でございます。また、収入未済額1,251万1,000円は、上甕の中甕江石線及び下甕の手打4号線にかかわります事業費の一部を翌年度に繰り越したため生じたものでございます。備考欄の社会資本整備総合交付金は、網津踏切ほか2路線の整備に伴う補助金でございます。

次に、2節都市計画事業費補助金、収入済額4億840万2,000円のうち、建設整備課分は3億1,193万9,000円でございます。また、収入未済額718万円は、横馬場・田崎線及び駅

前・白和線に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため生じたものでございます。備考欄の社会資本整備総合交付金は、横馬場・田崎線及び駅前・白和線の整備に伴う補助金でございます。

次に、３節公園緑地事業費補助金、収入済額 2,473 万円で、収入未済額 3,114 万円は、三堂公園及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の事業費の一部を翌年度に繰り越したため生じたものでございます。備考欄の社会資本整備総合交付金は、三堂公園の整備及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業に伴う補助金でございます。

次に、４９ページをお開きください。１６款 ２項 ６目土木費補助金 ２節河川費補助金、収入済額 6,376 万 8,000 円のうち、建設整備課分は 1,248 万円で、備考欄の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、里の大林川の護岸整備に伴う県からの補助金でございます。

次に、６節都市計画費補助金、収入済額 1,760 万円で、備考欄の特定離島ふるさとおこし推進事業費補助金は、上甕の田ノ尻展望所トイレ整備に伴う補助金でございます。

次に、５７ページをお開きください。１７款 ２項 ２目物品売払収入、１節物品売払収入、収入済額 6,317 万 1,519 円のうち、建設整備課分は 225 万 1,620 円で、備考欄の下段をごらんください。物品売払収入、砂は、久見崎町の道路整備に伴って発生した砂を売却したものでございます。物品売払収入の矢立農村公園分は、矢立農村公園のニジマスの売却益金でございます。

次に、６３ページをお開きください。２１款 ４項 ２目土木費受託事業収入、１節道路事業受託事業収入、収入済額 2,580 万 7,600 円で、これは県が施行中の産業廃棄物管理型最終処分場の建設に伴いまして、市が実施した周辺地域振興事業に係る県からの受託事業収入でございます。

次に、３節都市計画事業受託事業収入、収入済額 5,842 万 9,000 円で、これは市道横馬場・田崎線道路整備事業に係ります駅周辺土地区画整理事業特別会計からの受託事業収入でございます。

次に、同ページの一番下、２１款 ５項 ４目雑入、１節雑入、収入済額 5 億 9,656 万 4,776 円のうち、建設整備課分は 334 万 2,155 円です。

73 ページをお開きいただきまして、備考欄の中段あたりをごらんください。電気料実費収入金、都市公園分は、市が管理する公園内に設置してあります自動販売機等の電気料の実費収入。隈之城川公園駐車場定期券再交付手数料は月決め駐車場の定期券を紛失された方の再交付手数料。川内駅西口駅前広場管理受託収入は、川内駅西口駅前広場をＪＲ九州と協定締結を行いまして管理しておりますが、駐車場収入から管理経費を差し引いた残金を双方で折半したものでございます。電気料実費収入金農村公園分は、農村公園内に設置してある自動販売機等の電気料の実費収入でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

最後に、財産に関する調書につきまして説明いたしますので、378 ページをお開きください。その表のうち、行政財産の公園緑地帯の欄をごらんください。

まず、土地につきまして、412 平米の減となっておりますが、これは市比野の指月ハイツ分譲地の残地、のり面部分をこれまで公園緑地として財産登録されておりましたが、分類にそぐわないため、協議の上、普通財産に移したものでございます。その右のほう、建物の非木造につきまして、51.75 平米の増になっておりますが、これは田ノ尻展望所と山堂公園のトイレ及び久見崎公園のあずまやの整備によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △建設維持課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、建設維持課の審査に入ります。

それでは、まず決算の概要について建設部長の

説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） それでは、続きまして、建設維持課の審査をお願い申し上げます。

主要成果につきまして説明を申し上げます。決算附属書は133ページから134ページにかけて記載をされております。建設維持課では、市道や河川の維持管理を中心に、急傾斜地崩壊対策事業などの防災工事も実施をしているところでございます。

市道の管理では、毎年寄せられる市民からの多くの要望等に迅速に対応しているということになっております。

交通安全対策事業では、カーブミラーやガードレール等、安全施設の設置を積極的に行うとともに、25年度は亀山小学校地域におきまして、ゾーン30区域を警察と連携して実施、設置をしたところでございます。

橋梁整備におきましては、近年、大きな課題となっております長寿命化修繕計画策定事業に取り組み、結果として本年度から本格的に動き出しております。

災害対策におきましては、急傾斜事業はもちろんでありますけれども、排水機場や水門の管理を初め、災害予防に努めてまいりました。幸いに、大雨や台風による被害も少なく、公共災害はごく少数でございました。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございします。よろしくようお願い申し上げます。

---

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第94号一般会計歳入歳出決算について、当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗） それでは、議案第94号平成25年度一般会計予算歳入歳出決算に係る建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明いたします。一般会計歳入歳出決算書の89ページをお開きください。2款1項6目企画費で、支出済額7億5,655万7,595円のうち、建設維持課分は、支出済額2億4,551万8,414円であります。

91ページをお開きください。建設維持課分に

ついて、右のページの備考欄、最後のほうに記載してございます。内容としては、地域経済活性化雇用創出臨時交付金事業費で、国の緊急雇用対策として24年度の3月補正にて予算をいただきました分で、翌年度に繰り越した地域の元気交付金でございます。内容としては、里地区の排水対策測量設計業務委託費や、市道喜入・宮崎線の舗装整備工事のほか31件の整備に支出したものでございます。

次に、155ページをお開きください。下段になりますが、8款2項1目道路橋梁総務費で、支出済額が1億1,775万2,214円であります。右のページの備考欄をごらんください。職員給与費が主な内容であります。そのほかにも道路賠償保険料や道路台帳整備業務委託費及び南日本ガスとの調定に係る解決金等に支出したものでございます。

次に、157ページをお開きください。上段に記載してございます。8款2項2目道路維持費で、支出済額8億3,022万1,001円であります。右のページの備考欄をごらんください。支出の主なものにつきましては、道路維持補修班の人員費、道路愛護作業謝金及び市民から寄せられた要望に係る道路の維持修繕工事の一般分、即決分や、伐採業務委託などの支出が主な内容でございます。

次に、同じページの下段に記載してございます。8款2項3目道路新設改良費で、支出済額3億4,568万8,141円のうち、建設維持課分は、支出済額1,999万7,629円でございます。これは、備考欄の下段に記載してございます。交通安全施設整備で、ガードレール、カーブミラーなど、区画線設置を行い、安全で利便性の高い交通の確保に努めたところでございます。

次に、159ページをお開きください。中段になります。8款2項4目橋梁維持費で、支出済額5,332万8,750円となっております。これは備考欄記載のとおり、橋梁長寿命化修繕計画策定業務に支出したものであります。

次に、同じページの下段になりますが、8款3項1目河川総務費で、支出済額1億6,148万2,004円のうち、建設維持課分につきましては、支出済額1億1,029万4,144円でございます。右のページ及び次のページの備考欄をごらんください。建設維持課分について記載してございます。

まず、河川管理費では、水門管理人等の報酬、河川愛護謝金などの支出を行っております。次に、河川施設管理費、次のページ、162ページの右の備考欄になりますけど、河川施設管理費では、普通河川の寄洲除去、それと、半崎川の護岸整備費等や多目的取水管理組合の負担金の支出になります。排水機場管理費では、排水機場管理人報酬等の支出になります。急傾斜地崩壊対策事業費では、冷水地区ほか6カ所の工事請負費に支出してございます。

159ページに戻りまして、1節50万以上の不用額について、11節需用費107万3,072円につきましては、施設の修繕対応として、年度末まで予算を確保していたものでございます。

次は、161ページをお開きください。8款3項2目河川改良費で、支出済額4,986万6,550円のうち、建設維持課分は3,421万3,000円であります。備考欄をごらんください。これは特定離島排水路整備事業費で、里地区の排水対策整備及び上甕地区の高潮対策に係る支出でございます。

次に、同じページの下段から次のページにかけて記載してございます。8款4項1目港湾総務費で、支出済額1億2,553万2,177円のうち、建設維持課分は225万707円でございます。内容としましては、163ページをお開きください。上段になりますが、右の備考欄、港湾排水機場管理費で、里の荒切川排水機場の管理等に要した費用であり、管理人報酬とポンプ設備の保守点検に支出しております。

次に、173ページをお開きください。中段に記載してございます。9款1項5目水防費については、支出済額が32万992円であります。内容につきましては、各水防倉庫に土のう、ブルーシート等の水防資材を出水対策として購入したものでございます。

次に、同じページの9款1項6目災害対策費については、支出済額5億1,590万2,820円のうち、建設維持課分は5,118万3,715円あります。内容につきましては、次の175ページ、備考欄中段に記載してございます。薩摩川内市内水対策中長期ビジョン策定業務委託ほか3件及び中福良排水施設外発電機取替工事は

か2件、特別災害補助金10件に支出しております。

次に、203ページをお開きください。中段になります。11款2項1目現年公共土木災害復旧費で、支出済額が3,839万4,594円となっております。これは、25年度は4件の公共災害がありましたが、そのうち1件の普通河川田代川の河川災害復旧工事に支出しているほか、職員の給与費であります。

次に、同じページの11款2項2目現年単独土木災害復旧費で、支出済額944万559円あります。これについては、単独災害で公共土木災害復旧事業の対象外であります。規模の小さな災害で、申請できなかった19件について執行しております。全く予算を執行しなかった13節の委託料10万については、単独災害の測量設計業務委託料として年度末まで予算を確保していたものでありますが、結果としては委託を出すまでの災害がなかったものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。決算の15ページをお開きください。下段になります。12款1項1目交通安全対策特別交付金で、収入済額1,490万9,000円については、道路交通法に基づく交通反則金について県から交付されたものでございます。

次に、25ページをお開きください。上段になります。14款1項6目土木使用料の1節道路橋梁使用料で、収入済額3,427万4,939円につきましては、備考欄をごらんください。市道に占用しています九電柱、NTT電話柱、ガス管等の道路占用料と法定外公共物である里道、水路において使用している、同じく九電柱等の使用料をそれぞれ継続分と新規分で分けて収入しております。

次に、同じく土木使用料の5節港湾施設使用料で、収入済額68万3,190円につきましては、市が管理しております上甕の桑之浦港で水産会社にて荷揚げ場として一部占用させている分の使用料でございます。

同じく、その下に記載してあります6節河川使用料で、収入済額1万1,060円については、河川敷内における九電、NTT柱等の占用使用料であります。

次に、29ページ中段をお開きください。  
14款1項8目消防使用料で、収入済額33万380円のうち、建設維持課分については、備考欄の行政財産使用料で竹之馬場水防倉庫敷地を工事用現場事務所として貸し付けたものでございます。

次に、31ページお開きください。下段になります。14款2項6目土木手数料で、収入済額1,275万2,610円のうち、建設維持課分については、備考欄の建築許可の申請等に必要な市道の幅員証明手数料の20件と、市道証明の諸手数料2件でございます。

次は、35ページをお開きください。上段になります。15款1項4目災害復旧費負担金で1節公共土木災害復旧費負担金で、収入済額329万1,000円については、平成25年度に発生した4件のうち、完成しました1件の公共土木災害の国庫負担金でございます。収入未済額450万6,000円については、年度内の完成が見込めず、翌年度に繰り越しをしました3件の国庫負担金でございます。

次は、37ページをお開きください。中段になります。15款2項6目土木費補助金のうち1節道路橋梁費補助金の収入済額1億4,335万2,000円のうち、建設維持課分は備考欄をごらんください。社会資本整備総合交付金の防災安全交付金である橋梁長寿命化修繕計画業務委託の国庫補助金であります。

次に、41ページをお開きください。上段になります。国庫委託金になりますが、15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金で、収入済額1,459万2,900円につきましては、国土交通省所管の水門及び排水機場への管理委託金でございます。

次は、49ページをお開きください。上段になります。県の支出金であります。16款2項6目土木費補助金2節河川費補助金で、収入済額6,376万8,000円のうち、建設維持課分は急傾斜地崩壊対策事業補助金と、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、里地区の排水対策整備及び上甕地区の高潮対策事業に係る分でございます。収入未済額1,045万円につきましては、年度内完成が見込めず、26年度に繰り越しをしました急傾斜地崩壊対策工事の2地区の補助金で

ございます。

次に、53ページをお開きください。中段になります。県の委託金になりますが、建設維持課分は16款3項6目土木費委託金、1節河川費委託金で、収入済額341万5,645円につきましては、県管理の水門の管理委託金と権限移譲事務委託金でございます。

次は、同じく同目の5節港湾費委託金でございます。収入済額147万円につきましては、県管理港湾、里地区の里港へ流れ込む荒切川排水機場に係る管理委託金でございます。

次は、63ページをお開きください。下段になります。21款5項4目雑入で、収入済額5億9,656万4,776円のうち、建設維持課分は、73ページを済みません、お開きください。右のほう、中段、下のほう、備考欄記載してございます。道路賠償責任保険分で道路の管理瑕疵1件に伴う賠償案件分で、保険金でございます。

以上で建設維持課の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 急傾斜地崩壊箇所の取り組みですが、今回、実績を報告されたんですが、いろいろ広島等でああいう地滑りがあって。今、薩摩川内市では、計画的にやっていていらっしゃると思うんですが、やはり今後、対応していかなくちゃいけない箇所というのは、どのぐらいまだあるんですか。

**○建設維持課長（永田一朗）** 先ほどの委員会の中でも説明をさせていただきましたが、土砂災害の防止法の中でも説明させていただいております。土砂災害の警戒区域の中のイエローゾーンにつきましては820カ所、それとレッドゾーンについては、そのうちのレッドゾーンが440カ所という形になってございますので、まだまだその部分については、ハード整備についてはおくと、そういう状況でございます。

**○委員（上野一誠）** 急にはできないので、やっぱりいろいろ補助を受けながらでしょうから、できるだけ危険箇所を危険な状況を踏まえて、処理を対応いただくということが大事なというふうに思いかたです。

それともう一点、公園の指定管理があると思うんですが。公園によっては、子どもたちも含めて遊べる公園もあって、いろいろと管理を年間に何回やるようになっていくのか、わからんですが。草ぼうぼうになつとるところもあつたりして、非常に使い勝手の悪い公園も少なくないと思うんですが。そこらはどんなあれに、一応契約、指定管理事務になっているんですか。

○建設部長（泊 正人） 済いません。まず、急傾斜の件で、今、課長のほうからイエローゾーン、レッドゾーンということで、さきの委員会でもいたしました。あれは土砂災害の全てを言っているわけで、急傾斜につきましては家の裏山の急傾斜地崩壊対策事業というのが、県がやるものと市がやるものがありまして。本来は防止ですから未然に整備をしないといけないんですけども、残念ながらこの急傾斜地崩壊対策事業については、数が県内かなり多くて被災のあったところを優先しているというのが実情で、ただ北薩地域につきましてはかなりその予算というのは配分をされているということでございます。現在も、待ちの状態が続いておりますので、少しでも50件からいただけますので、それについては進めていきたいというふうに思います。

それから、公園の管理につきましては、先ほどの建設整備課のほうになるんですけども、現在、指定管理で普通公園の指定管理、都市公園の指定管理にということで、全て農村公園まで含めて建設部のほうでしております。年3回程度の草刈りあるいはそういうものを行っておりますが、週に1回は各公園を回るようにしております。特にまちづくり公社については今のところ大きな問題もございませんが、地域で民間にさせているもの、あるいは東郷ではコミュニティ協議会に指定管理をさせているものもございます。

実は、この指定管理の期間が平成26年度で切れます。現在、その新しい公募をしております。12月議会でまた御提案をさせていただいて、来年4月から5年間のスタートということになります。その辺、来週あたりからそういう応募の方ともやりとりをしながら、今、上野委員おっしゃいましたようにもう少し充実した除草作業のメニューを考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（福田俊一郎） ほかに、委員の方ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

本日の日程につきましては、開会冒頭、都市計画課までということで、進捗状況によっては以降の課についても審査をしますということでありますけれども、都市計画課終了後の区画整理課以降も引き続き審査をしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） そのようにさせていただきます。

---

#### △都市計画課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、都市計画課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） それでは、都市計画課について審査のほうをよろしくお願いいたします。決算付属書のほうは135ページのほうに記載をしております。

都市計画課におきましては、市内都市計画区域内の事業調整をもとに川内川市街部改修事業に伴います中郷五代線整備事業や土地区画整理事業、3地区を中心に展開をしております。

土地計画行政の総合的な企画及び調整では、川内地域及び東郷地域他の都市計画区域の見直し手続を進めてまいりました。

市街部改修事業では大小路地区の引提工事にあわせて中郷五代線の整備につきましては用地交渉も順調に進んでおりまして、平成26年度中には何とか100%に持っていきたいと思っております。間もなく工事が着手されることとなっております。

川内駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、平成25年度が実質最終年度でございました。今後につきましては清算事務等を行っていくこと

となり、本年度から新たに区画整理課が新設されましたので、区画整理課のほうに引き継いでおります。

景観整備事業につきましては、景観形成のために景観重要資産等を指定し、保全・保護に努めてまいりますとともに、違反公告物等の撤去についても職員みずから積極的に活動をしているところでございます。

詳細につきましては、課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

---

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第94号一般会計歳入歳出決算について当局の補足説明求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎） 議案第94号平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち都市計画課分について御説明申し上げます。

初めに歳出について御説明いたしますので、決算書の163ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費のうち、都市計画課分の支出済額は1億1,893万1,000円です。

備考欄の都市計画課分の事項のうち、主な支出内容について御説明いたします。

都市計画総務費では、10人分の職員給与費、都市計画図システムデータ作成業務委託ほか6件の委託料、公共サイン設置工事（25-2）のほか2件の工事請負費、川内駅周辺地区駐車場管理費では、川内駅西口駐車場等に係る指定管理料が主なものとなっております。

なお、都市計画総務費の一般国道3号御陵下地区景観整備事業において、鹿児島国道事務所の電線共同溝事業関連工事との調整により、不測の期間を要したことにより年度内に執行できなかった工事請負費の全額2,960万円を翌年度へ明許繰越いたしました。また、13節委託料で324万4,484円の不用額、15節工事請負費で229万円の不用額がそれぞれ生じておりますが、委託料の不用額については県都市計画課と協議を進めている都市計画区域再編に係る都市計画区域マスタープランの変更に伴う補足資料等の追加提

出が想定されたことから、これに対応できるように留保していたものが不用となったものであり、また、工事請負費の不用額は公共サイン11基の設置工事に係る執行残ですが、現場における埋設物の設置状況等により変更が生じる可能性があったため、同じく留保していたものが不用となったものでございます。

次のページ、165ページをお開きください。同じく2目街路費のうち都市計画課分は備考欄3番目の事項、中郷五代線整備事業費で支出済額は2億9,481万8,500円であり、このうち前年度からの繰越事業分の支出済額は5,191万5,500円でございます。

備考欄の支出内容は、肥薩おれんじ鉄道線上川内・川内間349K677m付近都市計画道路「中郷五代線」立体交差設計業務委託ほか4件の委託料と、中郷五代線整備事業用地購入でございます。

用地取得については、薩摩川内市土地開発公社と平成23年10月から平成29年3月までを委託期間とする用地取得業務等委託契約を締結しておりますが、公社が取得した土地23筆を買い戻しにより購入したものでございます。このうち前年度からの繰越事業分は委託料5件うち3件分、用地購入費は2筆分となっております。また、地権者との用地協議等に不測の期間を要したことにより、公社が取得できず買い戻せなかった用地購入費1億5,800万円及び関係機関との協議に不測の期間を要し、年度内完成ができなかった委託料409万7,000円は翌年度へ明許繰越いたしました。

なお、13節委託料で105万8,500円の不用額が生じておりますが、これは繰越事業分の肥薩おれんじ鉄道との立体交差設計業務等において、関係機関との協議により設計変更などによる増額変更がなかったことにより、不用となったものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき25ページをお開きください。14款1項6目3節の都市計画使用料の都市計画課分の収入済額は3,067万450円で、備考欄の主なものは川内駅西口駐車場に係る市営駐車場使用料でございます。

次に、31ページをお開きください。同じく

2項6目1節土木手数料都市計画課分の収入済額は243万8,060円で、主なものは次のページ33ページをお開きいただき、備考欄一番上の屋外広告物許可手数料でございます。

次に、37ページをお開きください。15款2項6目2節都市計画事業補助金の都市計画課分は、中郷五代線整備の用地取得事業に係る社会資本整備総合交付金で、収入済額は9,646万3,000円となっており、このうち前年度からの繰越事業分は1,396万3,000円です。なお、活力創出基盤整備分の補助率は55%となっております。

次に、53ページをお開きください。16款3項6目3節都市計画費委託金は、鹿児島県屋外広告物条例に関する事務ほか、4件に係る権限移譲事務委託金で収入済額は77万1,000円です。

次に、63ページをお開きください。21款5項4目1節雑入の都市計画課分の収入済額は659万7,637円で、備考欄は73ページをお開きください。備考欄の下から10番目の薩摩川内市土地開発公社派遣協定収入が主なもので、これは国の大小路地区引提事業に係る用地取得事務の一部を薩摩川内市土地開発公社が受託したため、公社に職員1名を派遣したことによる協定に基づく派遣期間9カ月分の給与に係る公社の負担分を受け入れたものとなっております。

以上で、議案第94号平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の都市計画課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。議案第94号一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で、都市計画課を終わります。御苦労さまでした。

---

△区画整理課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、区画整理課の審

査に入ります。

それでは、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、区画整理課について御説明をさせていただきます。決算附属書のほうは、136、137ページのほうに一般会計、特別会計と記載をされております。本年度から区画整理課として新設されておりますが、天辰第一地区土地区画整理事業、それから川内駅周辺地区の清算事務を所管いたしております。

順調に天辰第一地区のほうも進んでおり、夏明け9月には入りましてから第二地区の説明会等を実施をしているところでございます。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございしますので、よろしくお願い申し上げます。

---

△議案第101号 平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（福田俊一郎）まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

それでは、議案第101号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）区画整理課です。よろしく申し上げます。議案第101号平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに歳出について御説明申し上げます。決算書の282ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費の支出済額は5億5,925万9,898円です。平成26年度の繰越明許費1億3,645万円は、家屋移転等の交渉に期間を要したことから工事建物等移転補償の年度内の完成が見込めないため、翌年度へ繰越したものであります。

右のページの備考欄をごらんください。内容といたしましては、土地区画整理審議会委員の報酬、建築士業務委託の報酬、職員9名分の給与費委託料12件、工事請負費80件、建物等移転補償91件が主なものであります。

次に、2款1項1目公債費元金の支出済額は、2億8,316万8,921円です。これは、これ

までに借り入れた長期債の償還元金でございます。

次に、２款１項２目利子の支出済額は、3,840万8,366円です。これは、これまでに借り入れた長期債の償還利子であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。  
278ページをお開きください。

１款１項１目１節保留地処分収入は、収入済額1,354万4,796円であります。

２款１項１目１節都市計画費負担金は、収入済額7万5,000円で、橋梁負担金として収入しております。

３款１項１目１節土地地区画整理事業費補助金は収入済額1億4,411万円で、社会資本整備総合交付金として収入しております。うち活力創出基盤整備の繰越明許費が2,620万2,000円でございます。市街地整備の繰越明許費が1,498万円であります。補助率は活力創出基盤整備交付金が10分の5.5、市街地整備交付金が10分の4であります。収入未済額3,158万1,000円は、社会資本整備総合交付金の交付決定額のうち年度内完成が見込めないため、平成26年度へ繰越明許したものでございます。

４款１項１目１節土地地区画整理事業費補助金は、収入済額424万3,000円で県補助金として鹿児島県からの収入であります。うち184万3,000円は繰越明許費分であります。補助率は10％です。

収入未済額7万4,000円は、土地地区画整理事業費県補助金の工期決定額のうち年度内完成が見込めないため、平成26年度へ繰り越した事業にかかわるものでございます。

５款１項１目１節一般会計繰入金は、収入済額6億1,032万1,000円であります。６款１項１目１節前年度繰越金は、収入済額1億4,130万4,652円で、純繰越金及び前年度からの繰越事業費等に係る財源充当繰越金であります。７款２項２目１節雑入が収入済額9,876円で、嘱託員の雇用保険料個人掛け金を収入しております。

次のページをお開きください。８款１項１目１節土地地区画整理事業債は収入済額6,860万円で、地方単独事業に係る地方特定道路整備事業債として2,330万円、うち繰越明許費分は1,500万円、国庫補助金に係る合併特例債分

4,530万円、うち繰越明許費分は1,860万円であります。

９款１項１目１節土木使用料は、収入済額1万6,470円で、区域内の電柱等の設置に伴う行政財産使用料として収入しております。

次に、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

284ページをお開きください。歳入総額9億8,222万5,000円に対し、歳出総額8億8,083万7,000円で歳入歳出差し引き額は1億138万8,000円であります。繰越明許費繰越額にかかわる翌年度へ繰り越すべき財源が9,879万5,000円で、これを差し引いた実質収支は259万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

△議案第102号 平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第102号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第102号平

成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

決算書の291ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費の支出済額は、1億2,793万8,008円です。平成26年度への繰越明許費1,196万円は、横馬場・田崎線道路整備に伴い、隣接する街区公園整備の工程調整等に不測の時間を要したことから、年度内完成が見込めず繰り越したものであります。備考欄の主な支出内容は、土地区画整理審議会委員の報酬、委託料9件、工事請負費18件、横馬場・田崎線の鉄道との立体交差工事に係る都市計画道路事業者負担金が主なものであります。

次に、2款1項1目公債費元金の支出済額は2億7,193万3,270円でございます。これは、これまでに借り入れた長期債の償還元金であります。同じく2款1項2目利子の支出済額は1,257万206円であります。これは、これまでに借り入れた長期債の償還利子でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

289ページをお開きください。2款1項1目1節土地区画整理事業費補助金は、収入済額2,280万円で、全額前年度からの繰越明許費分であります。

次に、3款1項1目1節一般会計繰入金は収入済額3億2,674万4,000円です。

次に、4款1項1目1節前年度繰越金は収入済額3,889万6,523円で、純繰越金及び前年度からの繰越事業費等に係る財源充当繰越金でございます。

次に、5款1項1目1節預金利子は収入済額6,413円で、歳計金預金利子であります。

次に、6款1項1目1節土地区画整理事業債は収入済額3,670万円で、合併特例債及び全額前年度からの繰越明許費であります。

次に、9款1項1目1節土木使用料は収入済額1万7,520円で、区域内における電柱等の行政財産使用料でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。293ページをお開きください。収入総額4億2,516万4,000円に対し、歳出総額4億1,244万1,000円で歳入歳出

差引額は1,272万3,000円です。繰越明許費繰越額に係る翌年度へ繰り越すべき財源が1,196万円で、これを差し引いた実質収支額は76万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

△議案第104号 平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理場清算事務特別会計歳入歳出決算

○委員長（福田俊一郎） それでは次に、議案第104号決算に認定について、平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理場清算事務特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） 議案第104号平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。決算書の309ページをお開きください。

1款1項1目清算費の支出済額は1万9,534円で、備考欄に記事のとおり清算事業費、清算金事務に係る経費でございます。なお、9節旅費につきましては換地処分に伴う公示送達手続等、不測の期間を要したため、精算金事務の着手が年度末となったところが未執行となっております。

す。

次に、１款１項２目清算交付金の支出済額は２２２万３,７８８件で、１５件の清算交付金を支出しております。続きまして、歳入について御説明申し上げます。歳入について御説明申し上げます。前に戻っていただき３０７ページをお開きください。

１款１項１目１節清算徴収金は収入済額２３０万７,０７７円で、市有地に係る清算徴収金を収入しております。

次に、３款１項１目１節一般会計繰入金は、収入済額１２万９,０００円です。

次に、４款１項１目１節延滞金は該当がありませんでした。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

３１１ページをお開きください。収入総額２４３万６,０００円に対し、支出総額２２４万３,０００円で、歳入歳出差引額は１９万３,０００円で、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額は１９万３,０００円となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 清算事務行為を行う場合、清算交付金の場合は問題ないと思うんですが。徴収が起きた場合、この事業に対する理解度というのがやはりないと、なかなかそういうのを払わんでいかんのかという議論になるので、ここら今の段階では問題なく理解が示されているのかどうか。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 徴収につきましては、５年計画の中で計画を地権者と協議をしております。平成２５年度につきましては市有地の分を収入としまして、徴収につきましては１５件支払っております。本年度行う予定でございます。

詳細につきましては、代理のほうから御説明させていただきます。

**○課長代理（中島弘喜）** 徴収金の状況について少し御説明をさせていただきます。

昨年度の年度末ですけれども、２月２８日に換地処分の公告をいたしました。それ以降が清算事

務の期間ということになってまいりますが、換地処分の前に換地計画の縦覧ですとか、そういった手続の中で、地権者の方々には換地計画の内容、その中には清算金の徴収、交付金の額も含まれております。そういったものを縦覧をしていただき、こちらから御説明をさせていただき、その上で特別徴収金に対して大きな地権者さんからの異議申し立て等は出てきておりません。

以上です。

**○委員（上野一誠）** 大事な部分で、せっかく自分の土地を提供して、区画は自分の土地を提供して、いろいろ減歩率というのがあったりしているので、やはりこの部分が今、延滞金とか項目は出ているんだけど。後々、督促料とかいろんなそういう行為が起らないように、ひとつ十分理解を求める——そういう今おっしゃったような流れで、十分清算事務がスムーズにいく——ように、ぜひ今後もやっていただきたいということを意見、要望として、申し上げておきたいと思います。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見であります。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

△議案第９４号 平成２５年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、審査を一時中止してありました議案第９４号平成２５年度一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第９４号平成

25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、区画整理分について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

決算書の165ページをお開きください。8款5項3目土地区画整理事業費のうち、区画整理分の支出済額は9億3,897万8,776円です。備考欄の区画整理分の主な支出内容について御説明申し上げます。

土地区画整理総務費において、（仮称）東口親水公園管理業務委託ほか2件の委託費、及び川内駅西口駅前広場管理負担金ほか3件の負担金のほか、天辰第一地区土地区画整理事業、川内駅周辺土地区画整理事業及び川内駅周辺土地区画整理事業清算事務の3特別会計への繰出金、また埋蔵文化財発掘調査事業費では発掘調査に係る作業員の労災保険料が主なものでございます。

続きまして御説明申し上げます。

33ページをお開きください。14款2項6目土木費手数料の区画整理分の収入済額は2,970円で、主なものは34ページの備考欄の3番目、区画整理に係る諸証明手数料でございます。

次に、53ページをお開きください。16款3項6目4節土地区画整理委託金は、土地区画整理事業区域内の建築許可に係る権限移譲事務委託金で収入済額は2万円です。

次に73ページをお開きください。21款5項4目1節雑入の区画整理分は、74ページの備考欄の下から6番目、7番目の川内駅西口駅前広場におけるJR九州との管理協定に基づく電気料等実質収支収入金及び川内駅東口駅前広場管理受託収入が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。委員外議員、質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。ここで、議案第94号一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で、区画整理課を終わります。御苦労さま

でした。

ここで休憩いたします。再開はおおむね2時35分といたします。

~~~~~

午後2時20分休憩

~~~~~

午後2時35分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、入来区画整理推進室の審査に入ります。

まず、決算の概要について建設部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） それでは、引き続きよろしく願いを申し上げます。

入来区画整理推進室でございますが、決算附属書は138ページとなっております。地元の協力によりまして順調に事業のほうも進んできておりまして、待望の新公衆浴場の着工に入ることができました。まだ、事業のほうは進んでおりまして、大型補償物件の懸案な部分もありましたけれども、ここに来まして動きがあり、順調に進もうとしていところでございます。今後とも、推進については一生懸命進めていこうというふうに考えております。

詳細につきましては、室長のほうから説明がございしますのでよろしくお願い申し上げます。

△議案第103号 平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第103号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） 議案第103号平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳出のほうから説明いたしますので、決算書の

300ページをお願いします。

1款1項1目土地区画整理事業費におきまして、支出済額2億495万274円であります。備考欄をごらんください。土地区画整理審議会委員報酬、職員給与費4名分、委託料8件、工事請負費13件、建物等移転補償15件などが主な内容でございます。

次に、2款公債費は地方債償還元金及び利子で、支出済額1億1,853万4,403円でございます。

次に、歳入について説明いたします。

298ページでございます。1款1項1目事業収入は、保留地処分収入でございます。

3款1項1目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金として収入しており、補助率は10分の5.5でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計から繰り入れたものでございます。

5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越事業に係る繰越金等でございます。

6款2項2目雑入は、嘱託員の雇用保険料個人掛け金でございます。

7款1項1目土地区画整理事業債は、国庫補助事業に係る合併特例事業債を収入しております。

8款1項1目土木使用料は、土地区画整理事業区域内の行政財産目的外使用許可により使用された使用料でございます。なお、国庫補助金で1億2,277万4,000円の収入未済額がありますが、これは翌年度への繰越明許費に係るものでございます。

次に、実質収支に関する調書について説明いたします。

302ページをお願いいたします。歳入総額3億5,340万5,000円に対しまして、歳出総額3億2,348万5,000円で歳入歳出差引額は2,992万円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源が2,924万7,000円ですので、実質収支額は67万3,000円であります。

以上で終わります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第94号 平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止してありました議案第94号平成25年度一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） 一般会計決算のうち、入来区画整理推進室分について御説明申し上げます。

決算書の165ページをお願いいたします。

8款5項3目土地区画整理費のうち、入来区画整理推進室分は支出済額2億8,067万円でありま
す。入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。以上で、入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

△建築住宅課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、建築住宅課の審査に入ります。

それではまず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） それでは、建築住宅課

について御説明をさせていただきます。決算附属書は139ページから141ページのほうに記載をされております。

建築住宅課におきましては、建築指導、住宅管理、既存住宅改修環境整備事業などの事務に加えまして、教育委員会あるいはいろんな課からの執行委託が多く、人員不足でありますけれども、会員一同一生懸命頑張ってもらっているところでございます。

建築指導につきましては、数多い申請件数がございますが、建築許可申請や耐震診断などを行っております。既存住宅改修環境整備事業におきましては、大きな反響があり、本年度ももう早い段階で申し込みが全て終わった状況にあります。

市営住宅の住居環境改善のための維持管理ということで、指定管理への管理委託を行い、健全な運営管理に努めておりますが、まだ支所管内のほうが直営でございます。早い段階で支所管内の市営住宅についても指定管理に進めるよう財産活用推進課のほうからも指導がありまして、現在それに取り組んでいるところでございます。

老朽化した市営住宅では、政策空き家として変な策も講じているところでございますが、既設公営住宅の改善事業といたしましては、公営住宅長寿化計画に沿いまして、供用部分の修繕及び改善を年次的に実施しております。がけ地近接等危険住宅の移転促進事業につきましても、対象家屋につきまして周知を行い、補助金交付の制度を生かし、対象者の建物の取得や解体除去を手がけているところでございます。今後は、土砂災害防止法の関係でも、またいろんな事務が生じてくると思いますが、今後も一生懸命努めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、課長のほうから説明があります。よろしくお願い申し上げます。

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第94号一般会計歳入歳出決算について当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介） 建築住宅課の平成25年度決算について御説明申し上げます。

まず、最初に歳出について御説明いたします。

各会計歳入歳出決算書の155ページをお開きください。8款1項2目建築指導費の支出済額は8,252万4,730円です。備考欄で説明いたします。

建築指導費は、県の委託で毎年調査する建築物実態調査委員報酬や、都市計画区域拡大に伴い、区域内の道路種別の判定とその結果をデータベース化する指定道路管理システム導入及び指定道路データ作成業務委託、24年度からの繰越事業として9カ所の地区コミュニティセンター等の耐震2次診断を実施した永田会館耐震2次診断業務委託、市内業者を活用して住宅の改修を行ったものに対して補助金を交付した既存住宅改修環境整備事業補助金とその主な支出でございます。

主な不用額について説明いたします。13節委託料の不用額は639万円で、このうち632万5,000円が耐震2次診断業務委託料の不用額でございます。多額の不用額が発生しました理由といたしましては、当初図面がないということで耐震診断のための建物の現地測量や配筋調査を実施する経費を予定しておりましたが、発注前の再調査や、発注後、支所や当時の施行業者の事務所におきまして図面が見つかり結果的に現況調査が必要なくなったため経費が不要となったものがその理由でございます。

167ページをお開きください。8款6項1目住宅管理費の支出済額は4億1,353万8,920円で、平成26年度への繰越明許費は2,780万円でございます。主な内容を備考欄で説明いたします。

住宅管理費は、住宅使用料徴収嘱託員1名や93名の市営住宅管理人の報酬、19名の職員給与、370件の市営住宅の修繕料、213件の市営住宅の畳・ふすまの張りかえ等の修繕料、川内地域の市営住宅指定管理料を含む33件の委託料、諏訪越第2住宅浄化槽改修工事ほか54件の工事費、それから雇用促進住宅の購入費が主な支出でございます。公営住宅ストック総合改善事業費は、東園住宅ほか4件の供用部分改善工事と城山住宅1、2号棟供用部分改修工事の設計業務委託料ほかの業務委託料が主な支出で、このうち工事請負費8,014万2,000円は、平成24年度からの繰越分でございます。

主な不用額について御説明いたします。

11節需用費の不用額は460万8,887円でございます。不用額の主なものは住宅修繕料の執行残274万9,607円と、畳・ふすま張りかえ修繕料の執行残169万8,648円が主なものでございます。13節委託料の不用額は262万6,950円で、その内訳は市営住宅滞納者に対する明け渡し訴訟の強制執行時予納金や浄化槽・高架水槽・受水槽維持管理業務委託料、浄化槽清掃業務委託料の執行残が主なものでございます。15節工事請負費の不用額は133万7,174円で、各工事の執行残の合計でございます。なお、平成26年度への繰越明許費2,780万円は、勝目一般住宅、立山一般住宅の改修工事費でございます。

続きまして、8款3目危険住宅移転促進費は崖地に近接する危険住宅の移転に補助金を交付するための経費で、支出済額は580万9,800円です。その内訳は、建物助成が1件、除却費2件の補助金が主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

25ページをお開きください。建築住宅課の歳入は、14款1項6目2節住宅使用料で、備考欄でその内容を説明いたします。住宅使用料の内訳は、市内全域の市営住宅等の使用料の現年分4億4,311万1,380円。同滞納分562万3,840円のほか、樋脇、入来の市営住宅の駐車場使用料、市営住宅敷地内の電柱・電話柱等の行政財産使用料、陽成一般住宅の土地の使用料でございます。収入未済額は住宅使用料現年分501万820円と、滞納分の8,031万6,829円であります。

31ページ、14款2項6目1節土木手数料中、建築地区住宅課分は、33ページの上段になります。33ページの上段をお開きください。市営住宅の車庫証明等の諸証明手数料と建築確認手数料で収納済み額は1,030万5,370円で、収入未済はありません。その下、6目2節督促手数料は、市営住宅使用料と住宅資金貸付金の督促手数料でございます。

35ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金中、建築住宅課分は市有建築物耐震改修事業の耐震診断費に充当する住宅建築物安全ストック形成事業補助金で収入済額は

227万円です。これは24年度からの繰越分でございます。

37ページをお開きください。15款2項6目4節住宅費補助金は、市営住宅の家賃と民間借家の家賃の差額分を補助する公的賃貸住宅家賃対策調整金950万2,000円や、既存の市営住宅の大規模改修工事に充当するストック総合改善事業補助金3,060万円が主なものであります。

49ページをお開きください。16款2項6目1節住宅費補助金は県が支出する住宅新築資金の改修に対する住宅新築資金等貸付助成事業補助金と、がけ下・がけ上の危険住宅に対する危険住宅移転促進事業補助金です。

53ページをお開きください。16款3項6目2節住宅費委託金は、県から委託されます各種調査の委託金と建築確認申請事務委託金及び権限移譲事務委託金です。

61ページをお開きください。21款3項1目6節住宅資金貸付金元利収入の収入済額は1,306万4,970円で、収入未済額は1億3,026万1,145円です。収入未済額の内訳は現年分が554万6,640円、滞納分が1億2,471万4,505円です。

63ページをお開きください。済みません、63ページの21款5項4目雑入中、建築住宅分は73ページでした。73ページの下段になります。その内容は市営住宅明け渡し訴訟に係る弁護士費用の予納金精算返納金や、畳・ふすまの修繕費であります市営住宅退去時畳等補修費実費徴収金の現年分と滞納分、市営県営合併団地で県が負担します市営住宅維持管理県負担金等が主なもので、収入済額は1,744万8,060円でございます。収入未済額は、市営住宅退去時畳等補修費実費徴収金の現年分、滞納分の211万1,842円でございます。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

378ページをお開きください。中ほどの公営住宅の欄をごらんください。土地の増、1万2,458.08平米は、平成25年12月に購入いたしました勝目、立山一般住宅の敷地と所管がえのありました里、上甕両支所の一般住宅の敷地の増でございます。土地の減644.02平米は祁答院支所管内の旧黒木第2一般住宅の敷地を財産

活用推進課に所管がえしたことによる減でございます。建物の増減は、非木造建物9,164.47平米の増で、これは勝目一般住宅、立山一般住宅の建物と、里、上甕両支所の一般住宅の増でございます。

続きまして、債権につきまして御説明いたします。384ページをお開きください。建築住宅課分は4段目の住宅新築資金等貸付金で25年度中の増減は、1,137万4,260円の減で、年度末現在高は1億4,435万406円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 決算のたびに出る問題ですけど、この住宅使用料の滞納金、滞納処分。8,500万円が調定であって、そのうち約550万円回収しましたよ。しかし、現年度では、また500万円ばかり払わないのがあると。この209ページからのこの資料を見るとね。

したがって、繰越しの分で500万円何がしを回収しても、また現年度で500万円入れてするとすれば、まさに滞納というものは減ることは、なかなか現状は厳しいですね。過年度分については、もうなかなか行方がわからなかったり、いろんなのもあると思うんですが。いろいろ訴訟とか起こして退去処分をやっても、お金は結構かかるもので。強制的だと、裁判所のをやるとなると、撤去をやるにあたっては、それなりのお金もまたかかって。なんというのか、出て行かせるための家賃等どうなのかというの、いろいろあるんですけど。こちらあたりは、これまでも決算時にはこの数字がそう変わることはないんですが。ここをどう所管としても捉えますか。

○建築住宅課長（今井裕介） おっしゃるとおり、取っても、取っても、滞納が新たに発生して、総額的には動きがないんじゃないかとおっしゃるのは事実でございます。

それで、ことしのところでちょっと比較を申し上げますと、ことしの収納率は大体98.切り上げれば9%ということで。現年分に限りましては、今ここに手元に資料がありますけれども、平成16年から以降、最大の徴収率まで持ってきたと

ころでございます。昨年と比べて0.4ポイントふえたところでございます。滞納分につきましては、収納率が6.5%でこちらのほうは2%下がっていると。早い話が、私たちが徴収の主力を、現年の方々に主力を置いたというのが正直なところでございます。

そして、全体といたしましても、実は昨年度よりも若干上昇しているということで、これは決算の支出の中でも歳出の中でもありましたけれども、滞納家賃の徴収をする嘱託員を1名ふやしていただいたことが非常に効果があったのではないかと思います。ただ、どういたしましても滞納分の大きな額というのは今のまま引きずっておりますので、今、庁内の中におきましても債権管理条例というものをつくって、管理の仕方を一元化しよう——今私どものところであります市営住宅の使用料というのは私債権ということで、税金等と取り扱いが若干違うんです。いろんな情報をなかなか公債権と違うので、やったりすることができないというような話もありますので、そのところを庁内で一本化しよう、という動きが出ております。

それで、そういうことがいきますと、少しずつ不納欠損をしたりとかして、取れないものについては整理するとかという動きはこれから来年以降考えていきたいと思います。

以上です。

○委員（上野一誠） この8,500万円の中には、もう前からの、どうしようもないのも入っている部分があって、ただそれを処理すれば、もっと割合が減るんじゃないかと思うんですけど。今おっしゃったように、もうちょっとシステムをお考えになって、こういう行為がなくなるようなシステム化をぜひ検討していただきたいということを意見、要望として——一応、決算ですから、委員会としても、何も言わんわけいかんものですから、一応、それは意見、要望として、申し上げておきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） 意見、要望です。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
以上で、建築住宅課を終わります。御苦労さまでした。

△用地課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、用地課の審査に入ります。

○委員長（福田俊一郎）それでは、まず決算の概要について建設部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、建設部最後、用地課でございます。

決算附属書のほうが142ページから143ページにかけて記載をしてありますが、用地課につきましては、地籍調査事業と用地交渉、登記事務というものを行っております。地籍調査につきましては、現地作業がほぼ完了をし、今後は成果データの整理等に入っていくことになります。

公共事業に伴います用地交渉や登記事務、未登記土地の処理のために、権利者への交渉を行っておりますけれども、相続等が非常に多くなってまいりまして、大変苦勞をしているところでもございます。地籍調査事業では入来地区がほぼ終わり最終段階に入っておりますけれども、今後は地籍調査の行われた時期が早い地区の制度が低かったり境界問題が多く、今後につきましては非常に苦情等処理の対応が懸念をされているところでございます。新たな道路事業で発生しました用地交渉等を積極的に展開し、スムーズな事業推進に努めたところでございます。

また、公共嘱託登記協会へ委託し、いわゆる家屋調査士の協会ですが、高い処理能力を持って事業に推進をしてもらっておりますし、一緒に職員の方、嘱託員、職員のほうも一緒に作業をすることでこれらのいろんな処理能力というものが上がってきているところでございます。今後とも一番財産に直結する問題でございますので、慎重かつ丁寧に事業を進めてまいりたいと思います。

詳細については、課長のほうから説明があります。よろしくお願い申し上げます。

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決

算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第94号一般会計歳入歳出決算について当局の補足説明を求めます。

○用地課長（植村 豊）それでは、歳出から説明をいたしたいと思います。

用地課の平成25年度の歳出決算状況について、決算書の95ページをお開きください。予算現額が1億3,944万7,000円に対して、支出額1億3,746万682円で、執行率98.57%です。備考欄ごとに説明をしたいと思いますが、まず地籍調査事務費については入来地区の0.61平方キロメートルの地籍調査事務に要した経費であり、調査業務委託料、嘱託員の報酬給与等が主なものでございます。その下に用地管理費、次のページに98ページの上のほうにありますが、用地管理費については市道等の用地取得に係る用地交渉契約事務嘱託登記事務に要した経費であり、登記嘱託職員の報酬、職員の給与及び公共嘱託協会に委託した市道等の調査なり所有権移転に係る委託料が主なものでございます。

次に、不用額について説明をいたします。96ページのほうにお戻りをください。13節地籍調査費の不用額について149万201円につきましては、数値情報化業務委託料等の執行残であります。

以上が平成25年度の歳出決算の概要であります。

次に、用地課に係る平成25年度の歳入決算について説明をいたします。29ページをお開きください。実際は32ページのほうにありますが、14款2項1目総務手数料、1節総務手数料のうち、地籍成果交付手数料が92万6,900円ということで、地籍の調査の成果品である一筆座標、多角点座標、多角点網図などを、1件260円で交付をした手数料の収入であります。収入額は92万6,900円ということでございます。

次に、41ページ、実際項目が書いてあるのは44ページになりますが、16款2項県補助金1目総務補助金の1節総務管理費補助金については、地籍調査事業補助金1,702万5,000円ということで、25年度の地籍調査事業に伴う補助金であります。

以上で、歳入歳出の説明を終わりますが、提出

書類が若干ありますので、説明をしたいと思います。決算の附属書の142ページを開いてください。142ページに地籍調査の関係が書いてございますが、部長の方からも説明がありましたが、入来0.61平方キロメートルをもって現地調査については収束、ほぼ終わりにになりました。ただ、今年度、来年の2月かけて、この閲覧の関係等々、実施しないといけないというふうになってございます。

次の143ページをお開きください。143ページについては公共嘱託登記の事業関係22筆、次に嘱託登記の関係について筆数的5,631筆を処理したところですが、大きいのが、継承案件が5,330件と、残り300件ほどが登記の所有権移転とかやっている状況でございます。用地取得に関しては6件、31筆を処理しているところでございます。続きまして決算資料の、済みません、資料のほうには委託料等々記載がございますので、お目通しをいただきたいと思います。それで、説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（福田俊一郎） それでは、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。質疑はないと認めます。

委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で議案第94号決算の認定について、平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち本委員会付託分について、質疑が全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、用地課を終わります。当局はありがと

うございました。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福田俊一郎） 以上で、日程の全ては終わりましたけれども、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱いさせていただきます。

△閉会中の継続調査

○委員長（福田俊一郎） ここで閉会中の継続調査についてお諮りします。お手元に配付しております、これの配付の資料のとおり閉会中の継続調査を申し出ることとしたいと思いますが、護異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（福田俊一郎） 以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

【巻末資料】

閉会中の継続調査について

閉会中の継続調査について

建設水道委員会	
(調査事項)	
1	道路整備について
2	公園整備について
3	河川・港湾整備について
4	住宅政策について
5	都市計画事業について
6	景観整備について
7	土地区画整理事業について
8	地籍調査事業について
9	水道事業・簡易水道事業について
10	下水道事業について
11	温泉事業について
12	川内川改修等について
13	南九州西回り自動車道について
14	甕島縦貫道について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 福田 俊一郎